

地方公共団体向け財政融資に関する報告書

平成21年7月

財政投融資に関する基本問題検討会

地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」の概要

平成21年7月
財政投融资に関する基本問題検討会
地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム

I. 検討の視点

1. 財投改革以降の環境変化

財政投融资は、抜本的な改革により、財投債の発行により資金調達を行い運用する仕組みへと転換。地方公共団体向け財政融資を巡る環境は大きく変化しており、その果たすべき役割について幅広く検討する必要。

2. 地方公共団体の資金ニーズへの対応

経済金融情勢の悪化により、国・地方税収が落ち込み、地方公共団体の厳しい調達環境が続く中で、地方公共団体の資金ニーズを見極め、的確に対応する必要。

3. 地方公共団体の財務規律の向上

夕張市が財政再建団体になるなど、地方公共団体の財政状況の悪化が顕在化し、地方公共団体の財政健全化を進めるため、財務規律の向上を図る必要性が、従来にも増して高まっている。

II. 地方公共団体向け財政融資の在り方

1. 国の政策と密接な関係のある分野への資金供給

災害復旧事業など、国が責任を持って対応すべき分野や、一般公共事業など、国の政策と密接な関係のある分野に、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高い。

2. 民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給

地方公共団体の資金調達は、財投改革の趣旨を踏まえ、市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものと位置づけることが適当。資金調達能力の低い地方公共団体については、資金の安定的確保を図る観点から、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高い。

3. 金融市場の混乱への対応

金融市場が混乱した状況の下では、融通条件等の格差が拡大し、地方公共団体の資金調達に支障が生じる可能性もあるため、民間資金を補完する形で公的資金を供給する必要性がより高まる。

4. 地方公共団体金融機構資金との関係

財政融資資金と地方公共団体金融機構資金はいずれも「公的資金」であるが、財政融資資金は、国の信用を用いて調達するため、借り手にとって最も条件の良い長期・低利の資金であり、国が責任を持って対応すべき分野や国の政策と密接な関係のある分野については、財政融資資金を確保すべき。

5. 赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方
赤字地方債の発行は、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべき。
6. 財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能
「財政再生団体」等の地方公共団体について、「財政再生計画」等に基づく財政健全化策を着実に実施することを条件に、当該計画の期間内は財政融資資金により支援する必要。

Ⅲ. 地方公共団体の財務規律の向上

1. 地方公共団体による財務状況の十分な把握と情報開示の充実
地方公共団体は、財務状況を十分に把握し、諸リスクも的確に管理し、住民及び資金提供者による監視が働くよう、財務状況に係る情報開示の充実に努める必要。
2. 市場規律の活用
地方公共団体の自立的な財政運営を促進し、財政健全化を図るため、市場公募債の発行等を通じた市場規律をできる限り活用すべき。
3. 貸し手としての事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能の強化
財務状況把握を更に充実させ、地方公共団体に対する事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能を強化する必要。
4. 他の施策との連携
地方公共団体の財政健全化に向けては、他の施策と十分連携して、総合的・効果的に取り組む必要。
5. 地方分権との関係
国が貸し手として、財政健全化を促す際、地方分権改革の今後の進展にも留意しつつ、各地方公共団体の責任ある自主性を尊重するとともに、過重な事務負担を避けるよう、地方公共団体の実情を踏まえて対応する必要。
6. 国の財政との関係
地方公共団体の財政状況の悪化が続けば、国の財政に影響を及ぼし、将来の地方交付税総額の安定的な確保にも支障が生じるおそれがある点に留意する必要。

Ⅳ. 財務状況把握の充実

1. 財務状況把握の指標の充実
行政キャッシュフロー計算書をベースとした現在の指標の有用性は維持しつつ、地方財政健全化法の指標との整合性をとり、充実させるべき。
 - ◆ 将来負担額の構成要素を「実質債務」に反映。
 - ◆ 地方財政健全化法の4指標をヒアリング対象団体選定指標として活用。
2. 公営企業会計に係る財務状況把握の充実
公営企業会計に係る財務状況把握については、以下のような形で充

実させるべき。

- ◆ 普通会計の債務償還能力は、公営企業を含む地方公共団体全体の債務償還能力を反映。
- ◆ 上水道事業、病院事業及び下水道事業の3事業は当面の主要な対象。
- ◆ 公営企業の経営状況に係る具体的な視点も踏まえ、ヒアリング団体を選定し、オンサイトヒアリングを実施。

3. 財務状況把握のタイムラグの短縮化

財務状況把握の結果をタイムリーに活用できるよう、直近の決算の状況に関するヒアリングを実施し、結果の公表を現状より概ね1年前倒しし、タイムラグを短縮すべき。

4. 分析手法の充実

人口規模別に類似団体との比較を行い、さらに人口動態や地元経済の動向を勘案するなど、分析手法を充実させるべき。

5. 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の活用

プライマリー・バランスは、地方公共団体の財政健全化に向けての一里塚と位置付けられることから、参考指標として活用すべき。

6. 公社・第三セクターなどの外郭団体の問題

外郭団体の財務状況把握の充実についても、今後の課題として検討する必要。

V. 財務状況把握の活用

1. 地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス

地方公共団体の財務状況が著しく悪化する前にアーリー・ウォーニング機能を果たすため、ヒアリングを実施した全ての地方公共団体について、財務状況把握の結果を分かりやすく示す文書（いわゆる「診断表」）を作成し、財務の健全化に向けた貸し手としてのアドバイス（情報提供等）を実施すべき。

2. 財務状況把握の手法の開示

財務状況把握の基本的考え方、行政キャッシュフロー計算書の作成要領、財務指標の説明、指標による分析方法等を分かりやすく解説する「財務状況把握ハンドブック」を公表すべき。

3. 財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の厳格化

財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体については、財務の早期健全化を促すため、その起債に当たり、民間資金と比較して条件の有利な財政融資資金を充当する必要性があるか、融資審査を厳格化すべき。当該団体については、今年度より地方財政健全化法が本格的に施行されることに鑑み、同法に基づく財政健全化団体とすることが考えられる。

目 次

経緯	1
I. 検討の視点	
1. 財投改革以降の環境変化	2
2. 地方公共団体の資金ニーズへの対応	2
3. 地方公共団体の財務規律の向上	2
II. 地方公共団体向け財政融資の在り方	
1. 国の政策と密接な関係のある分野への資金供給	3
2. 民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給	4
3. 金融市場の混乱への対応	5
4. 地方公共団体金融機構資金との関係	5
5. 赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方	6
6. 財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能	7
III. 地方公共団体の財務規律の向上	
1. 地方公共団体による財務状況の十分な把握と情報開示の充実	8
2. 市場規律の活用	8
3. 貸し手としての事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能の強化	8
4. 他の施策との連携	9
5. 地方分権との関係	9
6. 国の財政との関係	9
IV. 財務状況把握の充実	
1. 財務状況把握の指標の充実	10
2. 公営企業会計に係る財務状況把握の充実	11
3. 財務状況把握のタイムラグの短縮化	11
4. 分析手法の充実	12
5. 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の活用	12
6. 公社・第三セクターなどの外郭団体の問題	12
V. 財務状況把握の活用	
1. 地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス	13
2. 財務状況把握の手法の開示	14
3. 財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の 厳格化	14
本ワーキングチームメンバーリスト	16
本ワーキングチーム開催実績	17
別添 1 財務状況把握の「診断表」（ひな型）	
別添 2 地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック	

経緯

「財政投融资に関する基本問題検討会」は、平成13年度の財投改革以降の取組みを踏まえ、今後の財政投融资の在り方について本格的に議論するため、財政制度等審議会財政投融资分科会の委員の一部及び外部有識者をメンバーとし、分科会長が主催する検討会として、平成19年2月に設置された。

基本問題検討会では17回の会合を開催し、財投改革以降の取組み状況を検証するとともに、①財政投融资の役割と対象分野、②資金調達の内り方、③産業投資、④地方公共団体への貸付けなどを中心に、今後の財政投融资の内り方について議論（このうち、産業投資についてはワーキングチームを設け集中的に議論）を行い、こうした議論を踏まえ、平成20年6月に報告書「今後の財政投融资の内り方について」がとりまとめられた。

この報告書において、今後の地方公共団体への貸付けの内り方については、（イ）今後とも、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化の方向性を維持する必要があること、（ロ）地方の財政規律の維持・向上を促すため、①地方公共団体に対する実地監査における監査手法の充実、②補償金免除繰上償還の審査と財政健全化計画等のフォローアップ、③地方公共団体の財務状況把握の更なる充実・活用を図り、貸し手として、地方公共団体の財務状況を的確に把握し、事業の採算性等をチェックすることが必要であること等の方向性が示された。さらに、同報告書では、「財務状況把握の充実・活用を含め、地方公共団体に対する財政融資の内り方について検討を深めていく」ことが提言された。

これを受け、平成20年6月に、基本問題検討会の下に本ワーキングチームが新たに設置され、①地方公共団体向け財政融資の内り方、②財務状況把握の充実、③財務状況把握の活用などについてさらに検討を行うこととなった。

本ワーキングチームは、これまで10回の会合を開催し、地方公共団体の財務運営、公営企業の財務・経営状況、民間資金の現状と市場規律、財務状況把握の充実・活用策などについて、外部の有識者からのヒアリングを含め、活発な議論を行ってきたところであり、今般、報告書を次のとおりとりまとめることとした。

I. 検討の視点

本ワーキングチームは、以下の3つの視点を踏まえ、地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を含め、地方公共団体向け財政融資の在り方について検討を加えることとした。

1. 財投改革以降の環境変化

財政投融資は、平成13年度の抜本的な改革により、従来の受動的に資金が預託され運用していた仕組みから、能動的に国債（財投債）を発行することにより、国の信用力を用いて資金調達し運用する仕組みへと転換した。さらに、地方公共団体向け財政融資を巡る環境は、地方債の許可制度から協議制度への移行、地方公共団体の資金調達方法の多様化、地方公共団体の財務の健全性に関わる制度改革の進展など、大きく変化してきている。こうした中で、地方公共団体向け財政融資が果たすべき役割について、幅広く検討する必要がある。

2. 地方公共団体の資金ニーズへの対応

地方公共団体が基礎的な住民サービスを提供する基盤を整えるためには、地方債の発行が不可欠であり、長期・低利の資金を提供し得る財政融資が一定の役割を果たす必要がある。さらに、現在、世界の金融資本市場は百年に一度とも言われる危機に陥っており、それに伴い、我が国を含め世界的な景気後退が進行している。こうした経済金融情勢の悪化により、国・地方税収が落ち込み、地方公共団体の厳しい調達環境が続く中で、財政融資は地方公共団体の資金ニーズを見極め、的確に対応する必要がある。

3. 地方公共団体の財務規律の向上

夕張市が財政再建団体になるなど、地方公共団体の財政状況の悪化が顕在化し、住民生活への影響が懸念されている。このような状況に鑑みると、地方公共団体の財政健全化を進めるため、財務規律の向上を図る必要性が、従来にも増して高まってきている。

Ⅱ. 地方公共団体向け財政融資の在り方

地方公共団体向け財政融資については、財投改革・行政改革の趣旨等を踏まえ、地方公共団体の資金調達能力及び資金使途に着目した重点化を図ってきたところであるが、今後とも、以下のような考え方に基づいて適切な資金供給を行うことが求められる。

1. 国の政策と密接な関係のある分野への資金供給

地方公共団体が行う事業のうち、災害復旧事業、辺地・過疎対策事業のように国が責任を持って対応すべき分野や、一般公共事業、教育・社会福祉施設等整備事業のように国の政策と密接な関係のある分野については、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高いと考えられる。

<基本問題検討会報告書「今後の財政投融資の在り方について」
(平成 20 年 6 月) 【抜粋】 >

Ⅱ. 今後の財政投融資の在り方

1. 財政投融資の役割と対象分野

(1) 財政投融資の役割

③ 地方公共団体

i 公的関与の必要性

(i) 政策的な重要性の高い投資的な事業への資金供給

地方公共団体が行う事業のうち、災害復旧や廃棄物処理など、政策的な重要性や国の責任の度合いが高い投資的な事業については、長期・低利の資金供給を行う財投の活用が必要と考えられる。

なお、更に、地方における産業育成・農林水産業振興等についても、有効に財投の活用を図ることが考えられるのではないかとの意見もあった。

2. 民間資金との役割分担及び資金調達能力の差を踏まえた資金供給

地方公共団体の資金調達については、財投改革の趣旨を踏まえ、団体の自立的な財政運営を促す観点から、市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものと位置付けることが適当である。しかしながら、地方公共団体の財政規模や資本市場へのアクセス可能性等の違いにより、その資金調達能力には格差がある。このため、資金調達能力の低い地方公共団体については、資金の安定的確保を図るという観点から、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高いと考えられる。

<財政制度等審議会 財政投融资分科会「財政投融资改革の総点検について」(平成16年12月)【抜粋】>

2. 財投事業の総点検

(3) 各論

⑭ 地方公共団体・公営企業金融公庫

地方公共団体への公的資金(政府資金及び公営企業金融公庫資金)の貸付は、民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を地方公共団体に融資することを通じて、地域に密着した社会資本の整備等に貢献してきた。

今後のあり方については、財投改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達は市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものとするのが適当である。

<基本問題検討会報告書「今後の財政投融资の在り方について」(平成20年6月)【抜粋】>

Ⅱ. 今後の財政投融资の在り方

1. 財政投融资の役割と対象分野

(1) 財政投融资の役割

③ 地方公共団体

i 公的関与の必要性

(ii) 資金調達能力の差を踏まえた資金供給

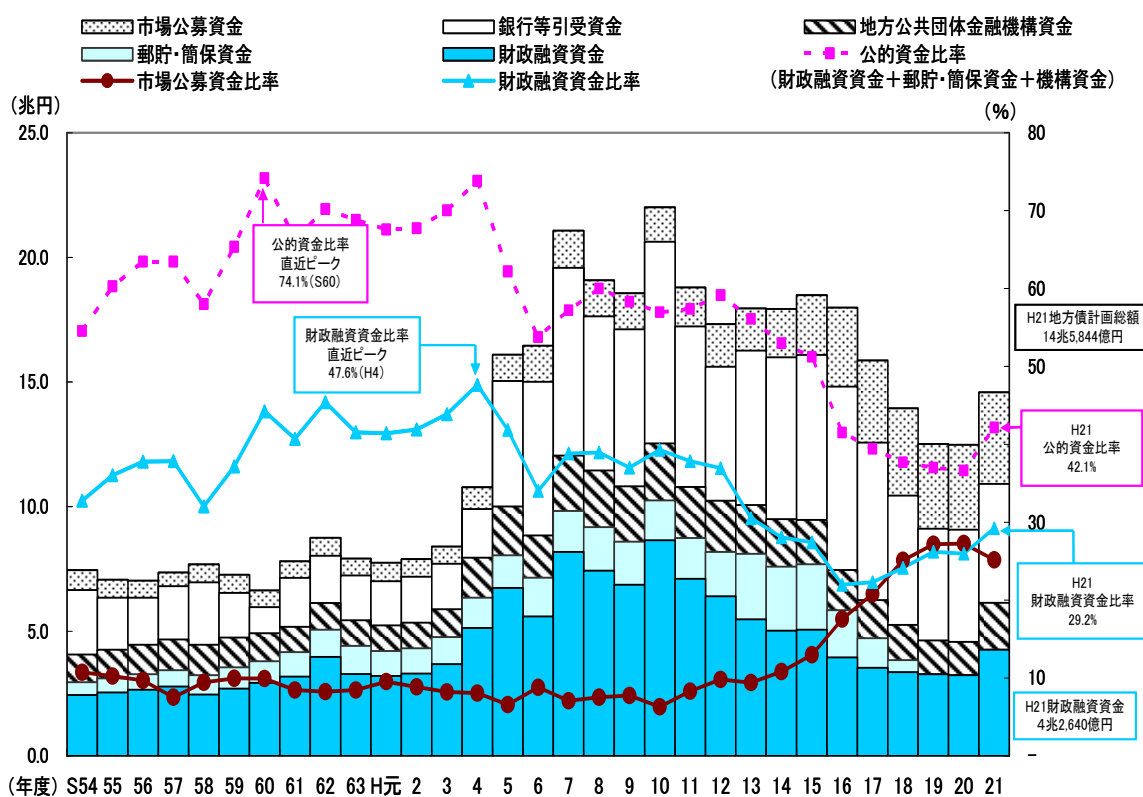
財政規模や資本市場へのアクセス可能性等の差により、地方公共団体の資金調達能力に差があるため、資金調達能力の低い地方公共団体についても、資金の安定的確保を図るという観点から、国の信用を用いて低利かつ長期の資金を供給する財投の活用が考えられる。

少なくとも、例えば、資金調達能力の低い地方公共団体の公共事業の権限を都道府県へ委譲する等の財政力に着目した権限配分の見直し等が実施されるまでの当面の間は、こうした支援が求められる。

3. 金融市場の混乱への対応

公的資金と民間資金とを比較した場合、金利・期間等の融通条件や発行コスト等の面で格差があることに留意する必要がある。特に、現在のように金融市場が混乱した状況の下では、融通条件等の格差が拡大し、さらに、地方公共団体の資金調達に支障が生じる可能性もあるため、民間資金を補完する形で公的資金を供給する必要性がより高まるものと考えられる。

＜地方債計画における資金区分別の推移（改定後計画額）＞



(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和54年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。
(注2) 平成15年度及び平成18～20年度においては、地方債計画を改定していない。

4. 地方公共団体金融機構資金との関係

財政融資資金と地方公共団体金融機構資金はいずれも民間資金を補完するための「公的資金」であるが、財政融資資金は、国の信用を用いて調達するため、借り手にとって最も条件の良い長期・低利の資金である。したがって、国が責任を持って対応すべき分野（災害復旧事業等）や国の政策と密接な関係のある分野（一般公共事業等）については、財政融資資金を確保すべきと考えられる。

<地方公共団体金融機構について>

(経緯)

平成20年10月の「生活対策」に、総理指示を踏まえて、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する」との項目が盛り込まれた。

(概要)

- ・ 政府内での検討の結果、新たな機構は創設せず、地方公営企業等金融機構の業務を一般会計に拡充することで対応。（これに伴い名称を「地方公共団体金融機構」に変更）
- ・ 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
- ・ 平成21年度については、従来の公営企業債等に加え、一般会計債である臨時財政対策債5,000億円等を新たに引受け。

(関連法)

地方公営企業等金融機構法の改正が盛り込まれた「地方交付税法等の一部を改正する法律」は、平成21年3月27日に成立（当該部分は同年6月1日に施行）。

5. 赤字補填の性格を有する地方債（赤字地方債）の引受けの在り方

経済事情の変動による地方税収の大幅な減少などにより、地方公共団体の財源が大幅に不足し、さらに市場での調達環境が厳しい場合において、地方公共団体としては、公的資金による赤字地方債の引受けを期待している。ただし、地方公共団体による赤字地方債の発行は、その償還について地方交付税の手当てがある場合でも、借金であることに違いはないため、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべきと考えられる。

<財政制度等審議会 財政投融资分科会「財政投融资改革の総点検について」（平成16年12月）【抜粋】>

2. 財投事業の総点検

(3) 各論

⑭ 地方公共団体・公営企業金融公庫

赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能を有する財政投融资の対象として相応しくない面があるものと考えられる。

6. 財政困難に陥った地方公共団体へのセーフティネット機能

財政状況が極度に悪化した「財政再生団体」等の地方公共団体については、民間からの資金調達が困難になるおそれが強いことから、「財政再生計画」等に基づく財政健全化策を着実に実施することを条件に、当該計画の期間内は財政融資資金により支援する必要があると考えられる。

<地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）>

（再生振替特例債）

第十二条 財政再生団体は、その財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている場合に限り、収支不足額（標準財政規模の額に、実質赤字比率と連結実質赤字比率から連結実質赤字比率について早期健全化基準として定める数値を控除して得た数値とのいずれか大きい数値を乗じて得た額を基準として総務省令で定める額をいう。）を地方債に振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に計画的に解消するため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、当該収支不足額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2 前項の地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。次項において「再生振替特例債」という。）は、財政再生計画の計画期間内に償還しなければならない。

3 国は、再生振替特例債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

Ⅲ. 地方公共団体の財務規律の向上

国が、地方公共団体向け財政融資を安定的に実施するためには、借り手である個々の地方公共団体の債務の償還確実性を確保することが重要である。地方公共団体の財務の健全性維持に向け、まずは個々の地方公共団体による情報開示を含む自助努力、さらには、市場規律の活用が図られるべきであるが、これに加え、国が貸し手としての機能を発揮することを含め、地方公共団体の財務規律の向上に向けた総合的な取組みを行う必要がある。

1. 地方公共団体による財務状況の十分な把握と情報開示の充実

地方公共団体は、公営企業・外郭団体を含め、債務残高や資金繰り等の財務状況を十分に把握し、金利上昇リスクなどの諸リスクも的確に管理するとともに、住民及び資金提供者による監視が働くよう、財務状況に係る情報開示の充実に努める必要がある。

2. 市場規律の活用

地方公共団体の自立的な財政運営を促進し、財政健全化を図るため、市場公募債の発行等を通じた市場規律をできる限り活用すべきである。ただしその際、地方債の格付けや金利には国による支援の要素が織り込まれているほか、金融機関は地方公共団体との取引の採算について総合的に判断する面もあることに留意する必要がある。

3. 貸し手としての事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能の強化

地方公共団体向け財政融資にあたっては、国は貸し手として、財務状況把握を更に充実させ、地方公共団体に対する事前警鐘（アーリー・ウォーニング）機能を強化する必要がある。

4. 他の施策との連携

地方公共団体の財政健全化に向けては、地方財政健全化法の施行、新地方公会計制度の整備、補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画等のフォローアップ及び公営企業分野における実地監査などの他の施策と十分連携して、総合的・効果的に取り組む必要がある。

5. 地方分権との関係

国が貸し手として、個々の地方公共団体の財務状況に関心を持ち、財政健全化を促すのは当然であるが、その際、地方分権改革の今後の進展にも留意しつつ、各地方公共団体の責任ある自主性を尊重するとともに、過重な事務負担を避けるよう、地方公共団体の実情を踏まえて対応する必要がある。

6. 国の財政との関係

地方債の償還は、現在、地方財政計画及び地方交付税措置により、マクロ・ミクロの両面から支えられているが、地方公共団体の財政状況の悪化が続けば、国の財政に影響を及ぼし、将来の地方交付税総額の安定的な確保にも支障が生じるおそれがある点に留意する必要がある。

IV. 財務状況把握の充実

財務省（財務局）は、財政融資資金の貸し手として償還確実性を確認する観点から、平成 17 年度より、地方公共団体の決算統計を利用して作成する行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック面を重視した 4 つの財務指標を算出し、財務状況把握を実施している。これにより、各団体の債務償還能力及び資金繰りリスクを体系的に把握することが可能となったが、地方公共団体の活動の拡がりや地方財政健全化法の施行等の環境変化を踏まえ、以下のとおり、財務状況把握を充実させるべきである。

<財務状況把握の 4 指標>

指標名	算式	趣旨
行政経常収支率	$\frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}}$	収入からどの程度の償還原資を生み出しているのか。
積立金等月収倍率	$\frac{\text{積立金等}}{\text{行政経常収入} \div 12}$	収入何ヶ月分の積立金があるか。
実質債務月収倍率	$\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収入} \div 12}$	収入何ヶ月分の債務があるか。
債務償還可能年数	$\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}}$	1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているか。

1. 財務状況把握の指標の充実

財務状況把握の指標については、行政キャッシュフロー計算書をベースとした現在の指標の有用性は維持しつつ、地方公共団体の事務負担に配慮する形で、地方財政健全化法における指標との整合性をとり、以下のような形で充実させるべきである。

- ◆ 決算統計ベースで捉えられない将来負担額の構成要素を「実質債務」に反映。
- ◆ 地方財政健全化法の 4 指標をヒアリング対象団体選定指標として活用。

＜財務状況把握と地方財政健全化法の指標の比較＞

	財務状況把握	地方財政健全化法
フロー概念の指標	・ 行政経常収支率	・ 実質赤字比率 ・ 連結実質赤字比率 ・ 実質公債費比率
ストック概念の指標	・ 積立金等月収倍率 ・ 実質債務月収倍率	・ 将来負担比率
〔フローとストック概念を組み合わせた指標〕	・ 債務償還可能年数	—

2. 公営企業会計に係る財務状況把握の充実

公営企業会計に係る財務状況把握については、以下のような形で充実させるべきである。

- ◆ 普通会計の債務償還能力は、公営企業を含む地方公共団体全体の債務償還能力を反映。このため、公営企業に係る財務状況把握を充実させ、普通会計の財務への影響をも把握。
- ◆ 上水道事業、病院事業及び下水道事業の3事業は、財政融資資金の貸付額が多く、また、相当数の地方公共団体が経営し、財務分析や比較が行いやすいため、当面の主要な対象とする。
- ◆ 公営企業の経営状況に係る具体的な視点も踏まえ、ヒアリング団体を選定し、オンサイトヒアリングを実施。

3. 財務状況把握のタイムラグの短縮化

現在、例えば、平成17年度決算に基づく財務状況把握は、平成19年2月に総務省より提供される決算データに基づき実施され、その結果の公表は平成20年6月に行われており、タイムラグが大きい。財務状況把握の結果をタイムリーに活用できるよう、直近の決算の状況に関するヒアリングを実施することにより、結果の公表を現状より概ね1年前倒しし、タイムラグを短縮すべきである。

4. 分析手法の充実

財務状況把握においては、ベンチマークを示すことが重要であり、人口規模別に類似団体との比較を行い、さらに人口動態や地元経済の動向を勘案するなど、分析手法を充実させるべきである。

5. 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の活用

政策的支出を、新たな借金に頼らず、その年度の税収等で賄えているかどうか判断できるプライマリー・バランスは、地方公共団体の財政健全化に向けての一里塚と位置付けられることから、参考指標として活用すべきである。ただし、プライマリー・バランスが均衡した場合においても、債務残高は利払費分だけ増加するため、債務残高の増加に歯止めをかけるためには、起債収入（財務収入）と元本償還金（財務支出）が均衡している必要があることに留意する必要がある。

6. 公社・第三セクターなどの外郭団体の問題

公社・第三セクターなどの経営が悪化し、地方公共団体本体の貸付金、債務保証及び損失補償を通じた潜在的リスクが大きくなっているため、外郭団体の財務状況把握の充実についても、今後の課題として検討する必要がある。

V. 財務状況把握の活用

地方公共団体の財務規律を向上させるためには、国が貸し手として財務状況把握を充実させた上で、さらにその積極的な活用を図る必要がある。財務状況把握を活用する方策については、①財務状況把握の結果を財政融資の貸付姿勢に反映させることにより、各地方公共団体の財務規律を直接的に高める、もしくは、②財務省の実施する財務状況把握を一種の公共財として金融機関等に利用・参照させることで、地方公共団体の財務規律を間接的に高める（市場規律の活用）という2つの方向性が考えられる。

ただし、地方公共団体向け財政融資に期待される、①国の施策と密接な関係のある分野への資金供給機能、②各地方公共団体の資金調達能力の差を踏まえた資金供給機能、③地方債市場の安定化機能、の3つの基本的機能に照らせば、活用策の検討に当たっては、これらの機能の発揮に支障が生じる可能性（副作用）への配慮が求められる。具体的には、活用策の進め方によっては、各機能について、それぞれ①国の財政融資を活用した政策遂行に支障が生じる恐れ、②資金調達能力の低い地方公共団体がより厳しい条件での起債を余儀なくされ、過重な負担を負う恐れ、③民間金融機関や投資家の過剰反応により想定外の混乱が生じる恐れ、があるため、こうした副作用が生じることのないよう十分留意する必要がある。

以上を踏まえ、具体的には、以下の3つの活用策を実施すべきである。

1. 地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス

地方公共団体の財務状況が著しく悪化する前にアーリー・ウォーニング機能を果たすため、ヒアリングを実施した全ての地方公共団体について、財務状況把握の結果を分かりやすく示す文書（いわゆる「診断表」、別添1参照）を作成し、財務の健全化に向けた貸し手としてのアドバイス（情報提供等）を実施すべきである。「診断表」では、個々の地方公共団体の財務状況やその悪化要因を分かりやすく示すとともに、類似団体との比較なども行うことが適当である。こうした財務局と地方公共団体との意見交換を通じ、地方公共団体が新たな起債について自ら見直すなど、自己規律が高まることが期待される。その際、各地方公共団体が財務状況を地方議会・住民等に説明するため、自らの「診断表」を活用しうることをすべきである。

2. 財務状況把握の手法の開示

財務省は、財務状況把握を実施する財務局職員向けに、財務状況把握の基本的考え方、行政キャッシュフロー計算書の作成要領、主要な財務指標による分析方法等を分かりやすく解説する文書を作成し、活用しているところであるが、これを「財務状況把握ハンドブック」(別添2参照)として公表すべきである。「ハンドブック」の主たる対象は財務局職員であるが、公表することにより、財務指標等の改善につながる関係者からのフィードバックが期待できる。また、地方公共団体にとっても健全な財政運営に係る一つの指針となり、意思疎通が円滑化されることに加え、金融機関の融資・引受審査等を通じ、地方公共団体に対する市場規律が高まることが期待される。

なお、財務状況把握の結果が正しく評価・活用されるためには、財務状況把握の手法や財務指標の役割・性格についての理解の浸透が不可欠の前提となる。このため、公表する「ハンドブック」等を利用し、財務状況把握の手法や財務指標の役割・性格について、地方公共団体や市場関係者等の理解が進むよう努めるべきである。財務指標の個別の算出結果については、その状況を見極めつつ、将来的には開示することも含めて検討することが望ましいと考えられる。

3. 財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対する融資審査の厳格化

財務状況が一定以上悪化したことが明らかな地方公共団体については、財務の早期健全化を促すため、その起債に当たり、民間資金と比較して条件の有利な財政融資資金を充当する必要があるか、融資審査を厳格化すべきである。その際、予見可能性の観点から、どのような団体が厳しい融資審査の対象になるか予め明確にしておくことが重要である。

財政融資資金貸付けにおける厳しい融資審査の対象となる団体については、今年度より地方財政健全化法が本格的に施行されることに鑑み、同法に基づく財政健全化団体とすることが考えられる。その場合、地方公共団体は当該団体に陥らないよう自ら財務の健全化を図るインセンティブが働くため、上記1.の活用策(財務健全化に関するアドバイス)と相まって、アーリー・ウォーニング機能が高まることが期待される。

(注) 地方財政健全化法に基づく財政再生団体への対応について

財政再生計画につき総務大臣の同意を得ていない財政再生団体は、災害復旧事業費等を除き地方債を起すことができないため、現行の起債制限よりも広範囲に渡る起債制限がかかることとなる。また、財政再生計画につき総務大臣の同意を得ている財政再生団体については、一律の起債制限はかからないものの、総務大臣の同意を通じて財政の再生のために厳格な計画の策定が担保され、当該計画に基づいた厳格な財政運営が求められることとなる。

地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチームメンバー

<座長>

どい たけろう
土居 文朗

慶應義塾大学経済学部教授

<座長代理>

さとう もとひろ
佐藤 主光

国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院准教授

<委員>

(五十音順)

いまがわ げん
今川 玄

野村証券(株)キャピタル・マーケット部主任研究員

おかだ そう
岡田 聡

横浜銀行営業統括部 公務金融渉外担当部長

かわむら ゆうすけ
川村 雄介

国立大学法人長崎大学経済学部教授・一橋大学大学院客員教授

たかぎ ゆうぞう
高木 勇三

公認会計士・監査法人五大会長

とみた としき
富田 俊基

中央大学法学部教授(基本問題検討会座長代理)

ほさか くにお
穂坂 邦夫

NPO法人 地方自立政策研究所理事長(前 志木市長)

みやわき あつし
宮脇 淳

国立大学法人北海道大学公共政策大学院教授

もりた ゆうじ
森田 祐司

公認会計士・監査法人トーマツ パートナー

やまもと まさとし
山本 将利

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

経済・社会政策部主任研究員

よしの なおゆき
吉野 直行

慶應義塾大学経済学部教授(基本問題検討会座長)

<オブザーバー>

やまざき そういちろう
山崎 聡一郎

公認会計士・監査法人トーマツパブリックセクター一部マネージャー
(前理財局上席専門調査員)

財政投融资に関する基本問題検討会
 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチームの開催実績

第1回 20/6/6（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の進め方及び検討課題について ○地方公共団体向け財政融資の現状について ○地方公共団体実地監査について ○地方公共団体の財務状況把握について
第2回 20/9/29（月）	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付金に連動する自治体財政＜穂坂委員＞ ○自治体経営を取り巻く環境変化＜森田委員＞ ○地方財政における環境変化と財務省の役割について ＜山本委員＞
第3回 20/10/31（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体財政健全化法と地方公会計＜総務省＞ ○格付会社による地方公共団体のクレジット評価と健全化指標＜今川委員＞
第4回 20/11/27（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○公営企業経営健全化計画の取組み＜横浜市＞ ○下水道事業健全経営を目指した豊中市の取組み ＜豊中市＞ ○実地監査における公営企業の経営状況把握について ○公営企業に係る財務状況把握について
第5回 21/1/29（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○外郭団体経営問題が自治体の財政運営に及ぼす影響 ＜日本総合研究所 河村主任研究員＞ ○財務状況把握の財務指標と地方財政健全化の判断指標 ＜土居座長＞ ○財務状況把握と地方公共団体財政健全化法の指標の比較・整理
第6回 21/2/19（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○地方債市場の現状と2009年度の展望 ＜ゴールドマン・サックス証券 岡本マネージングディレクター＞ ○地方公共団体向け融資について＜岡田委員＞ ○地方公共団体向け財政融資の現状 ○中間論点整理（案）について
第7回 21/3/30（月）	<ul style="list-style-type: none"> ○中間論点整理とりまとめ ○財政融資資金の融資事務等に関するアンケート（集計結果）

<p>第 8 回 21/4/22 (水)</p>	<p>○我が国の政府間財政関係：現状・課題・提言 <佐藤座長代理> ○地方財政制度と分権改革について<宮脇委員></p>
<p>第 9 回 21/5/27 (水)</p>	<p>○スウェーデン地方金融公社による地方公共団体の財務 分析・審査プロセス ○財務状況把握の活用策について</p>
<p>第 10 回 21/6/23 (火)</p>	<p>○報告書とりまとめ</p>

別添1

財務状況把握の「診断表」(ひな型)

平成〇年度 〇〇市財務状況把握の結果概要

県名	団体名
〇〇県	〇〇市

財政力指数	標準財政規模(百万円)
H20.3.31人口(人)	職員数(人)
面積(Km ²)	人口千人当たり職員数(人)

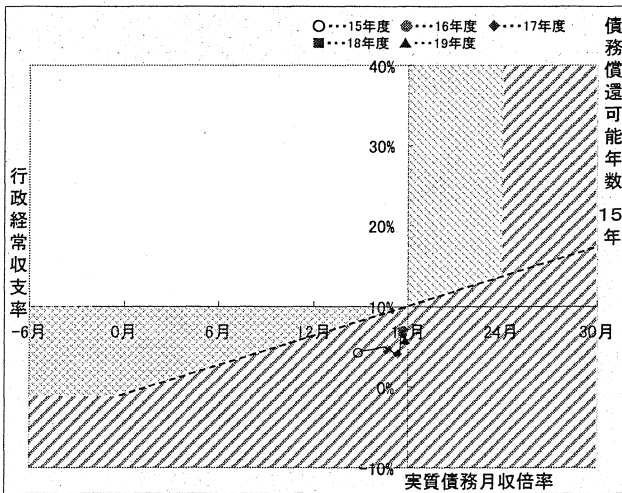
<人口構成の推移>

(単位:千人)

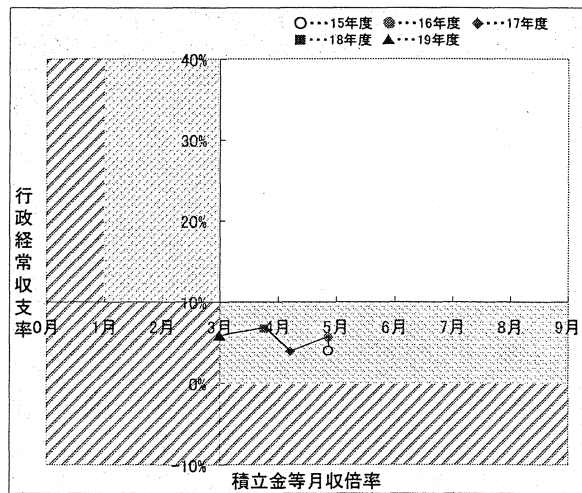
	総人口	年齢別人口構成						産業別人口構成					
		年少人口 (15歳未満)	構成比	生産年齢人口 (15歳~64歳)	構成比	老年人口 (65歳以上)	構成比	第一次産業 就業人口	構成比	第二次産業 就業人口	構成比	第三次産業 就業人口	構成比
7年国調													
12年国調													
17年国調													
17年国調	全国		13.7%		65.8%		20.1%		4.8%		26.1%		67.2%
	〇〇県												

◆モニタリングの結果概要

【債務償還能力】

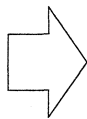


【資金繰り状況】



【財務上の問題】

債務高水準	-
積立金等低水準	-
収支低水準	○



【要因分析】

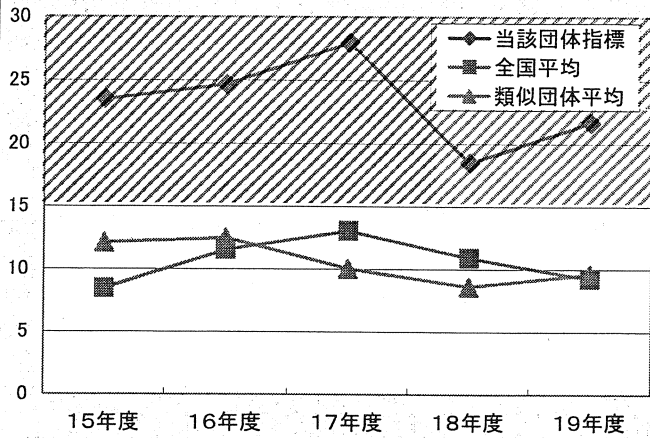
債務高水準		積立金等低水準	収支低水準	
建設債の増加		建設投資目的の取崩し	地方税の減少	
実質的な債務の増加	土地開発公社に対する保証債務額	資金繰り目的の取崩し	人件費・物件費の増加	
	公営企業等の資金不足額等	その他	扶助費の増加	○
その他			補助費等・繰出金の増加	
			その他	

◆財務指標の経年推移

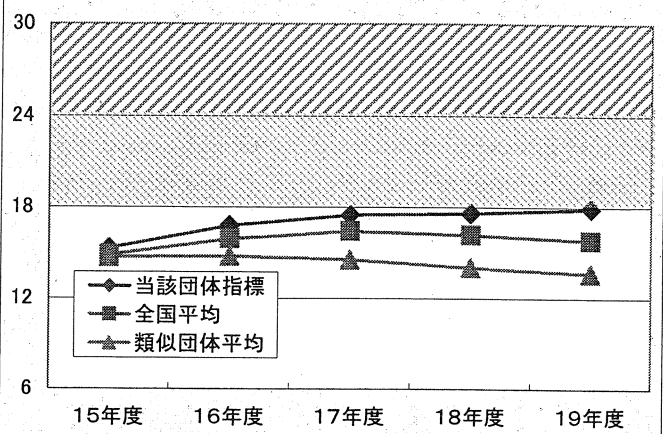
<財務指標>

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	類似団体 平均値	全国 平均値
債務償還可能年数	年	年	年	年	年	年	年
実質債務月収倍率	月	月	月	月	月	月	月
積立金等月収倍率	月	月	月	月	月	月	月
行政経常収支率	%	%	%	%	%	%	%

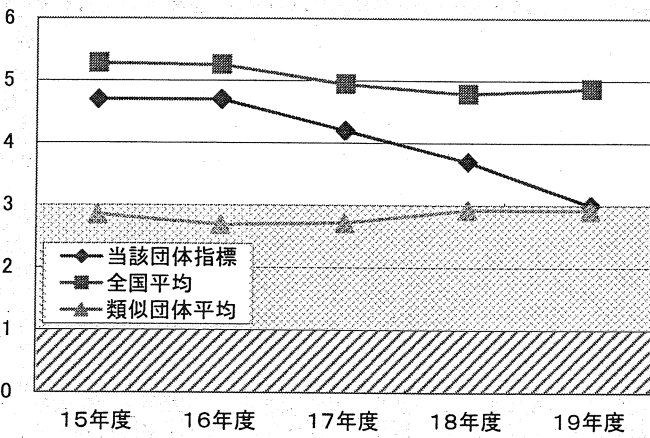
(単位:年) 債務償還可能年数5カ年推移



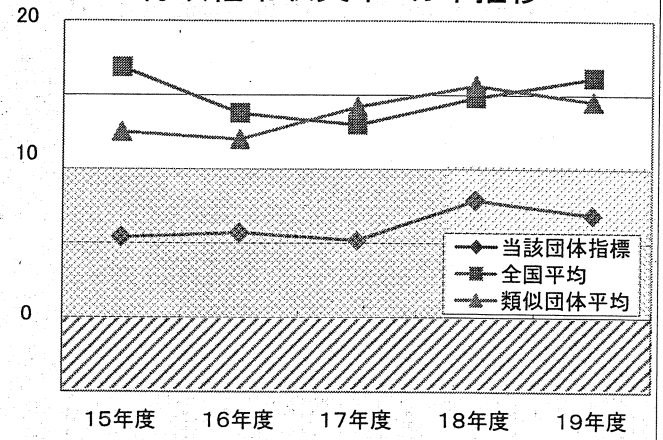
(単位:ヶ月) 実質債務月収倍率5カ年推移



(単位:ヶ月) 積立金等月収倍率5カ年推移



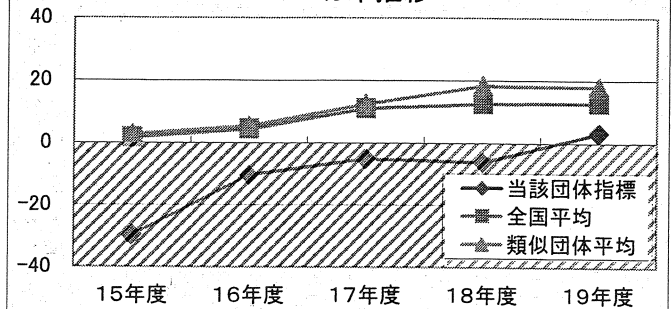
(単位:%) 行政経常収支率5カ年推移



<参考指標>

健全化判断比率	団体値	(19年度)	
		早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	%	%	%
連結実質赤字比率	%	%	%
実質公債費比率	%	%	%
将来負担比率	%	%	%

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)
5カ年推移



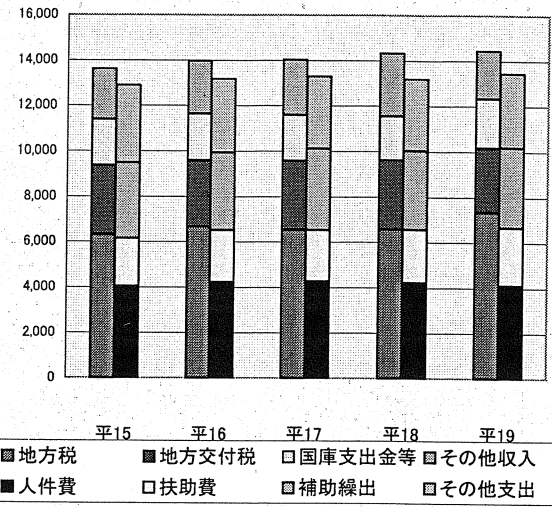
$$\text{基礎的財政収支} = (\text{歳入} - (\text{地方債} + \text{繰越金} + \text{基金取崩})) - (\text{歳出} - (\text{公債費} + \text{基金積立}))$$

◆行政キャッシュフロー計算書

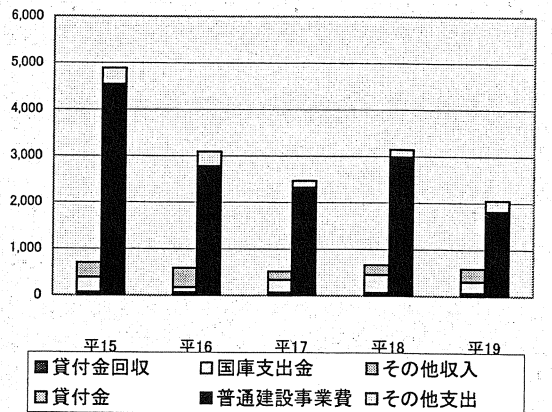
(百万円)

	平15	平16	平17	平18	平19
■行政活動の部■					
地方税					
地方譲与税・交付金					
地方交付税					
国(県)支出金等					
分担金及び負担金 ・寄附金					
使用料・手数料					
事業等収入					
行政経常収入					
人件費					
物件費					
維持補修費					
扶助費					
補助費等					
繰出金(建設費以外)					
支払利息 (うち一時借入金利息)					
行政経常支出					
行政経常収支					
特別収入					
特別支出					
行政収支(A)					
■投資活動の部■					
国(県)支出金					
分担金及び負担金 ・寄附金					
財産売却収入					
貸付金回収					
基金取崩					
投資収入					
普通建設事業費					
繰出金(建設費)					
投資及び出資金					
貸付金					
基金積立					
投資支出					
投資収支					
■財務活動の部■					
地方債 (うち臨財債等)					
翌年度繰上充用金					
財務収入					
元金償還額 (うち臨財債等)					
前年度繰上充用金					
財務支出(B)					
財務収支					
収支合計					
償還後行政収支(A-B)					
■参考■					
実質債務 (うち地方債現在高)					
積立金等残高					

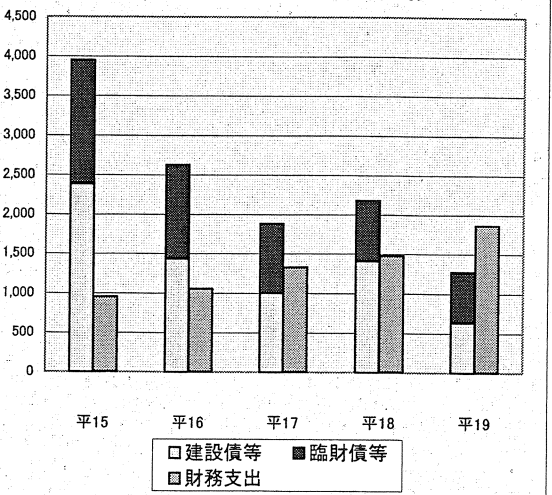
行政経常収支の経年推移



投資収支の経年推移



財務収支の経年推移



(注) 棒グラフの左が収入を表し、右が支出を表している。

◆ヒアリングを踏まえた総合評価

◎債務償還能力について

◎資金繰り状況について

◎財務上の問題が生じた要因について

◎財務の健全性確保のため留意すべき点

【補足説明】

1. 地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2. 債務償還能力

実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数とこの債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

3. 資金繰り状況

積立が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

4. 行政キャッシュフロー計算書

債務償還能力及び資金繰り状況を把握するため、現金の裏づけのある「行政キャッシュフロー計算書」を作成しています。「行政キャッシュフロー計算書」は、決算統計のデータに基づき地方公共団体の一会計年度における収入・支出を「行政活動」、「投資活動」、「財務活動」の区分ごとに表示したものであり、債務償還可能年数や実質債務月収倍率、行政経常収支率など企業会計の財務分析手法を応用した指標が容易に算定できるメリットがあります。

なお、決算統計と行政キャッシュフロー計算書の関係は別表のとおりです。

5. 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定する財務指標

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

(参考) 債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned} \text{債務償還可能年数} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} \div 12) / \text{行政経常収支率} \end{aligned}$$

② 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何か月分）に相当するかを示したものです。実質債務月収倍率が高いほど、身の丈（行政経常収入）に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

(参考1) 実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} \div 12)$$

(参考2) 実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額} - \text{積立金等}$$

有利子負債相当額 = 翌年度繰上充用金 + 債務負担行為に基づく
翌年度以降支出予定額 + 公営企業会計等の資金不足額 + 土地開
発公社に係る普通会計の負担見込額 + 第三セクター等に係る普
通会計の負担見込額

③ 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何か月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもってバッファー資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

(参考1) 積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} \div 12)$$

(参考2) 積立金等

$$\text{積立金等} = \text{現金預金} (\text{歳計現金} + \text{財政調整基金} + \text{減債基金}) + \text{その他特定目的基金}$$

④ 行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄っているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 類似団体平均値

財務指標の経年推移における類似団体平均値は、当該団体と同程度の人口規模別類型に属する団体の平均値です。

なお、人口規模別類型区分は、以下のとおりです。

類 型
政令指定都市
特別区、中核市及び特例市
市（15万人以上）
市（10万人以上15万人未満）
市（5万人以上10万人未満）
市（5万人未満）
町村（2万人以上）
町村（1万5千人以上2万人未満）
町村（1万人以上1万5千人未満）
町村（5千人以上1万人未満）
町村（5千人未満）

(別表)

地方公共団体の決算統計と行政キャッシュフロー計算書の対応関係

決算統計				行政キャッシュフロー計算書	
科目名				部	科目名
歳入					
地方税				行政収入	地方税
地方譲与税				行政収入	地方譲与税・交付金
利子割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
配当割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
株式等譲渡所得割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
ゴルフ場利用税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
特別地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
軽油・自動車取得税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金
地方特例交付金等				行政収入	地方譲与税・交付金
地方交付税・特別区財政調整交付金				行政収入	地方交付税
交通安全対策特別交付金				行政収入	国(県)支出金等
分担金及び負担金	普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源			投資収入	分担金及び負担金・寄附金
金	その他			行政収入	分担金及び負担金・寄附金
使用料				行政収入	使用料・手数料
手数料				行政収入	使用料・手数料
国庫支出金	普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源			投資収入	国(県)支出金
	災害復旧事業費の特定財源			行政収入	行政特別収入
	失業対策事業費の特定財源			行政収入	行政特別収入
	その他			行政収入	行政特別収入
国有提供施設等所在市町村助成交付金				行政収入	国(県)支出金等
都道府県支出金	普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源			投資収入	国(県)支出金等
	災害復旧事業費の特定財源			行政収入	行政特別収入
	失業対策事業費の特定財源			行政収入	行政特別収入
	その他			行政収入	国(県)支出金等
財産収入	財産運用収入			行政収入	事業等収入
	財産売払収入			投資収入	財産売払収入
寄附金	普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源			投資収入	分担金及び負担金・寄附金
	その他			行政収入	分担金及び負担金・寄附金
繰入金	公営企業(法基金非適)等	基金からの借入金の繰入	基金からの借入金の繰入	投資収入	基金取崩
		その他繰入(※3)	積立基金	投資収入	基金取崩
			財政調整基金(※1)	行政収入	行政特別収入
			減債基金(※1)	行政収入	行政特別収入
			その他特定目的基金	行政収入	行政特別収入
			定額運用基金	投資収入	基金取崩
	その他			投資収入	基金取崩
	公営企業(法適)等			行政収入	行政特別収入
繰越金(※2)				行政収入	行政特別収入
諸収入	収益事業収入			行政収入	事業等収入
	各種貸付金元	回収元金		投資収入	貸付金回収
	利収入	その他		行政収入	事業等収入
	その他	経常的なもの		行政収入	事業等収入
		臨時的なもの		行政収入	行政特別収入
地方債				財務収入	地方債
歳出					
人件費				行政支出	人件費
物件費				行政支出	物件費
維持補修費				行政支出	維持補修費
扶助費				行政支出	扶助費
補助費等				行政支出	補助費等
普通建設事業費				投資支出	普通建設事業費
災害復旧事業費				行政支出	行政特別支出
失業対策事業費				行政支出	行政特別支出
公債費	元利償還額	元金		財務支出	元金償還額
		利息		行政支出	支払利息
	一時借入金利息			行政支出	支払利息
積立金	財政調整基金(※1)				
	減債基金(※1)				
	その他特定目的基金			投資支出	基金積立
投資及び出資金				投資支出	投資及び出資金
貸付金				投資支出	貸付金
繰出金	基金	定額運用基金		投資支出	基金積立
		その他		投資支出	基金積立
	その他	建設費操出		投資支出	繰出金(建設費)
		その他		行政支出	繰出金(建設費以外)
前年度繰上充用金				財務支出	前年度繰上充用金
その他					
基金	取崩し額(※3)				
	歳計剰余金処分	積立基金	その他特定目的基金	投資支出	基金積立
	調整額	積立基金	財政調整基金	行政収入・支出	行政特別収入・支出
			減債基金	行政収入・支出	行政特別収入・支出
翌年度歳入繰上充用金				財務収入	翌年度繰上充用金

※1 現金預金の内訳項目間の振替であるため行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※2 現金預金(歳計現金)の期首残高であり、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。
 ※3 差額を行政特別収入として計上する。

地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック

財務省理財局

目 次

第1章 基本的考え方	1
第2章 行政キャッシュフロー計算書	4
第1節 行政キャッシュフロー計算書の作成	4
第1 意義	4
第2 枠組み	4
第3 作成方法	13
第2節 行政キャッシュフロー計算書の読み方	14
第1 行政キャッシュフロー計算書における現金預金の流れ	14
第2 各活動区分の読み方	14
第3 償還確実性との関係	17
第3章 主要な財務指標	18
第1 債務償還可能年数	18
第2 実質債務月収倍率	19
第3 積立金等月収倍率	19
第4 行政経常収支率	19
第4章 財務状況把握	24
第1節 財務状況のモニタリング	24
第1 財務上の問題の把握	24
第2 要因の分析	28
第3 問題解消の見通し	29
第2節 ヒアリング実施予定団体の選定	32
第1 基本的考え方	32
第2 具体的選定方法	32
第3節 ヒアリングの実施	35
第1 ヒアリングの手順	35
第2 ヒアリング対象団体の事前分析及びヒアリング事項の検討	35
第3 科目別のヒアリング事項の具体例	37
行政キャッシュフロー計算書の作成要領	42

第1章 基本的考え方

第1 「財務状況把握ハンドブック」の公表に至る経緯

平成16年12月に財政制度等審議会財政投融资分科会がとりまとめた報告書「財政投融资改革の総点検について」において、「地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる」と指摘された。また、三位一体改革をはじめ地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化していることなどを踏まえ、財務省（財務局）は、財政融資資金の貸し手として償還確実性を確認する観点から、平成17年度より、地方公共団体の決算統計を利用して作成する行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック面も重視して4つの財務指標を算出し、財務状況把握を実施しているところである。

その後、平成20年6月に財政投融资分科会長が主催する「財政投融资に関する基本問題検討会」がとりまとめた報告書「今後の財政投融资の在り方について」において、「財務状況の把握については、導入から3年が経過したところであり、今後、その更なる充実を検討した上で、分析の結果に基づき財務状況の厳しい地方公共団体に対する財務改善のためのアドバイスを含め、その財務状況を早期に改善するために活用を図る」こととされた。

これを受け、平成20年6月に、基本問題検討会の下に「地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム」（座長：土居丈朗慶應義塾大学経済学部教授、以下、「地方ワーキングチーム」）が新たに設置された。地方ワーキングチームの財務状況把握の充実・活用に係る検討を踏まえ、今般、「財務状況把握ハンドブック」を公表することとなった。

第2 本ハンドブックの目的

本ハンドブックは、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確保する観点から、地方公共団体の財務状況を把握する方法について整理したものであり、財務局職員に財務状況把握の基本的な考え方や仕組みを解説することを主たる目的としている。財務局職員が本ハンドブックに基づき財務状況把握をより効果的に実施し、地方公共団体と有意義な意見交換を行うことにより、財政融資資金の貸し手と借り手の間の相互理解が深まることが期待される。

このように、本ハンドブックは、財務局職員を主たる対象としているが、財政融資資金という公的資金に関わるものであることに鑑みれば、借り手である地方公共団体は言うに及ばず、広く国民に開示することが適当と考えられる。こうして、財務状況把握の手法が一種の公共財として参照されることにより、地方公共団体にとっても健全な財政運営の一つの指針となり、意思疎通が円滑化されることに加え、金融機関や投資家の行動を通じ、地方公共団体に対する市場規律が高まることも期待される。

第3 財務状況把握の対象

財政融資資金の償還確実性を確認するに当たっては、普通会計債、公営企業債ともに借り手は地方公共団体であることから、普通会計及び公営企業会計を合わせた地方公共団体全体を把握の対象とする必要がある。行政キャッシュフロー計算書は普通会計を直接の対象としているが、これを利用して団体全体の債務償還能力を把握することが可能である。なぜなら、行政キャッシュフロー計算書では、地方公営企業の債務償還能力が不足した場合、公営企業会計に対する普通会計からの繰出金の増加、若しくは、普通会計の将来の財政負担額（資金不足額）の増加の形で捉えられるためである。

したがって、公営企業に係る財務状況把握は、地方公共団体全体の債務償還能力に公営企業がどの程度影響を与えるか、その要因は何かという観点から行われ、公営企業に対する繰出金や公営企業の資金不足額が普通会計の債務償還能力に及ぼす影響が分析の対象とされている。これを踏まえ、本ハンドブックは、地方公共団体の普通会計に係る財務状況把握を中心に記述している。

第4 財務状況把握と実地監査の関係

財務局においては、従来より地方公共団体に対する実地監査を実施しているが、平成20年度より、公営企業の経営状況把握に重点を置くこととしている。

財務状況把握は、地方公共団体全体の債務償還能力と資金繰り状況の把握を行っているのに対し、実地監査は、貸付先である個別公営企業の経営状況の把握（このほか、貸付資金の使用状況、経理に関する事項のチェック、事業の成果に関する事項のチェック）を行っているという点が異なっている。言い換えると、財務状況把握はコーポレートファイナンス的な視点からのチェックを行っているのに対し、実地監査はプロジェクトファイナンス的な視点からのチェックを行っている。

ただし、実際にヒアリングを行う場合には、財務状況把握の対象となる普通会計の財務に影響を与える恐れのある公営企業と実地監査の対象となる貸付先公営企業が重なり、同様の内容をヒアリングする場合があります。そこで、こうした場合においては、財務状況把握における公営企業の収益性などの分析情報を実施監査に活用するとともに、実地監査による公営企業の経営状況の把握及び評価の結果を財務状況把握にフィードバックすることにより、財務状況把握と実地監査の有機的な連携を図ることとしている。

第5 本ハンドブックの見直し

本ハンドブックは、地方公共団体の財務の一般的な現状や、関連する現在の制度的枠組みを前提として書かれている。したがって、地方公共団体の財務状況の趨勢的な変化や地方財務に関する制度変更等が生じた場合は、本ハンドブックを速やかに見直す必要がある。とりわけ、現在、

地方公会計制度の整備が急ピッチで進んでいるため、これを利用して財務状況把握の手法を更に改善する余地がないか、注意深く見守る必要がある。

第2章 行政キャッシュフロー計算書

第1節 行政キャッシュフロー計算書の作成

第1 意義

地方公共団体の財務状況を把握するに当たっては、貸し手として償還確実性を確認する観点から、団体の債務償還能力及び資金繰り状況を把握することが重要である。

団体の債務償還能力及び資金繰り状況を把握するには、キャッシュ（現金預金）の流れを捉えることが効果的であることから、主に『地方財政状況調査表』（以下「決算統計」という。）を基礎として「行政キャッシュフロー計算書」を作成する。

なお、団体によっては「資金収支計算書」「キャッシュフロー計算書」等の名称で類似の計算書が作成されている場合があるが、これは必ずしも償還確実性を確認する観点から作成されたものとは限らず、また、現時点では様式が不統一であるため団体間の比較が困難である。

これに対し、行政キャッシュフロー計算書は、償還確実性を把握する観点から、全団体について決算統計に基づき統一的手法で作成しているため、団体の追加的な事務負担を求めることなく、客観性や団体間の比較可能性の高い情報となっている。

第2 枠組み

行政キャッシュフロー計算書を作成するに当たっての枠組みは次のとおりである。

1. 現金預金の範囲

現金預金の範囲は、歳計現金、財政調整基金及び減債基金とする。現金預金の範囲を歳計現金のみならず、財政調整基金及び減債基金を加えたのは、これら基金も現金預金として保有しており、その流動性が高いからである。

2. 行政キャッシュフロー計算書の表示区分

行政キャッシュフロー計算書は、一決算年度における現金預金の流れを「行政活動の部」「投資活動の部」「財務活動の部」の3つに区分して表示したものである。

行政活動の部は、資産形成にはつながらない行政サービスの経費である行政支出と、一般財源及び行政支出の特定財源からなる行政収入とから構成され、行政収入及び行政支出は毎年度経常的に収入・支出されるかどうかを基準に、それぞれ行政経常収入と行政特別収入、行政経常支出と行政特別支出、に区分する。この行政経常収入から行政経常支出を控除して行政経常収支が算定され、さらに行政経常収支に行政特別収入及び行政特別支出を加減算して行政収支が算定される。

投資活動の部は、普通建設事業費とその特定財源、貸付金・出資金とその回収、基金の積立と

取崩、などから構成される。

財務活動の部は、地方債の起債収入とその元金償還支出などから構成される。

参考 行政キャッシュフロー計算書と歳入歳出決算書の主な相違点

歳入歳出決算書では、地方税収入も地方債の起債収入も一律「歳入」とされ、単年度の行政サービス経費である人件費も資産形成のための支出である普通建設事業費も一律「歳出」とされるので、資金繰りの実態を把握しにくい。また、「歳入」に計上されている“繰越金”は前年度末の現金預金残高の一部（前年度末の歳計現金）であるように、「歳入」「歳出」は必ずしも当該年度のキャッシュ（現金預金）の動きを反映したものではない。

これに対し、行政キャッシュフロー計算書は当該年度のキャッシュ（現金預金）の動きを区分毎に表示してキャッシュ（現金預金）の増減を示しているため、資金繰りの実態を容易に把握することができる。

また、行政キャッシュフロー計算書と歳入歳出決算書とは、主に以下の点で異なっている。

・財政調整基金及び減債基金の積立・取崩

財政調整基金及び減債基金は、歳入歳出決算書ではその取崩が歳出に、その積立が歳入にそれぞれ計上される。これに対して行政キャッシュフロー計算書では、いずれもキャッシュ（現金預金）の内訳項目の振替と認識するため、収入・支出には計上されない。

・歳計剰余金処分としてのその他特定目的基金への積立

歳入歳出決算書では、歳計剰余金処分としての各基金への積立は総て歳出には計上されない。これに対して行政キャッシュフロー計算書では、歳計剰余金処分のうちその他特定目的基金への積立はキャッシュ（現金預金）の減少となることから、支出に計上される。

・繰越金

歳入歳出決算書では「繰越金」として歳入に計上されるが、繰越金は前年度末のキャッシュ（現金預金）の一部であり当該年度の収入ではないため、行政キャッシュフロー計算書では収入には計上されない。

行政キャッシュフロー計算書

■ 行政活動の部 ■	
地方税	× × × ×
地方譲与税・交付金	× × × ×
地方交付税	× × × ×
国(県)支出金等	× × × ×
分担金及び負担金・寄附金	× × × ×
使用料・手数料	× × × ×
事業等収入	× × × ×
行政経常収入	× × × ×
人件費	× × × ×
物件費	× × × ×
維持補修費	× × × ×
扶助費	× × × ×
補助費等	× × × ×
繰出金(建設費以外)	× × × ×
支払利息	× × × ×
行政経常支出	× × × ×
行政経常収支	× × × ×
行政特別収入	× × × ×
行政特別支出	× × × ×
行政収支	× × × ×
■ 投資活動の部 ■	
国(県)支出金	× × × ×
分担金及び負担金・寄附金	× × × ×
財産売却収入	× × × ×
貸付金回収	× × × ×
基金取崩	× × × ×
投資収入	× × × ×
普通建設事業費	× × × ×
繰出金(建設費)	× × × ×
投資及び出資金	× × × ×
貸付金	× × × ×
基金積立	× × × ×
投資支出	× × × ×
投資収支	× × × ×
■ 財務活動の部 ■	
地方債	× × × ×
翌年度繰上充用金	× × × ×
財務収入	× × × ×
元金償還額	× × × ×
前年度繰上充用金	× × × ×
財務支出	× × × ×
財務収支	× × × ×
収支合計	× × × ×
現金預金	× × × ×
(参考)	
行政収支－財務支出	× × × ×
積立金等	× × × ×
実質債務	× × × ×

3. 行政活動の部

行政活動の部では、一会計期間に属する地方税や地方交付税等の行政収入、社会福祉や公衆衛生をはじめとする行政サービスの経費である行政支出を記載して、行政収支を表示する。

(1) 行政経常収入

行政経常収入は、主に一般財源及び行政経常支出に充当される特定財源からなり、具体的には、地方税、地方譲与税・交付金、地方交付税、国（県）支出金等、分担金及び負担金・寄附金、使用料・手数料、事業等収入からなる。

地方税

地方税は、市町村民税（個人分、法人分）、固定資産税、都市計画税、市町村たばこ税等からなる。このうち都市計画税は、すべての団体で徴収される税目ではなく決算統計上は臨時的収入とされるが、徴収する団体にとっては経常的な収入となることから行政経常収入である地方税に含める。

地方譲与税・交付金

地方譲与税・交付金は、地方譲与税、地方消費税交付金及びその他の各種交付金からなる。

地方交付税

地方交付税には普通交付税と特別交付税とがあり、このうち特別交付税は、決算統計上は臨時的収入とされているが、交付される団体にとっては経常的な収入となる傾向にあることから、普通交付税と合わせて地方交付税として行政経常収入とする。

なお、特別区の特別区財政調整交付金は、行政キャッシュフロー計算書では地方交付税として計上する。

国（県）支出金等

国庫支出金・都道府県支出金等は、その資金使途（どういった経費の特定財源であるか）によってまず行政収入に計上するものと投資収入に計上するものとに区分され、さらに行政収入に計上するものは行政経常収入に計上するものと行政特別収入に計上するものとに区分される。

具体的には、普通建設事業費、基金積立、投資及び出資金、貸付金の特定財源となっているものを投資収入に、それ以外のものを行政収入にそれぞれ計上する。

行政収入に計上するものは、行政特別支出である災害復旧事業費及び失業対策事業費の特定財源となるものを行政特別収入に、それ以外のものを行政経常収入にそれぞれ計上する。

行政経常収入に計上されるものは、扶助費等の資産形成には結びつかない行政サービスの経費（行政経常支出）の特定財源となっている。

なお、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金は、地方財政計画上

の区分に倣い、国（県）支出金等を含める。

使用料・手数料

使用料は、行政財産や公の施設を利用した対価として、また、手数料は、各種証明書発行等の行政サービスの対価として、それぞれ受益者から徴収するものであり、その性格並びに金額的重要性を鑑みて行政経常収入として計上する。

分担金及び負担金・寄附金

分担金及び負担金には、決算統計上の分担金及び負担金及び寄附金のうち、投資支出の特定財源以外のものが計上される。

寄附金は、臨時的な歳入との位置付けで、特別収入に分類すべきとも考えられるが、実際には歳末慈善基金や小中学校の備品購入費用の財源に充てられるなど経常的なものも多い。このような実態及び金額的重要性に鑑み行政経常収入とする。

事業等収入

事業等収入は、行政キャッシュフロー計算書上固有の科目名であり、財産運用収入、収益事業収入、諸収入（その他）、受取利息からなる。財産運用収入は長期性資産の運用果実と見込まれること、収益事業収入は決算統計上は臨時的収入とされているが、実態は毎年度経常的に収入されていること、受取利息は預金や貸付金の運用果実であること、などいずれも毎年度経常的に収入されることから行政経常収入に計上する。また、諸収入（その他）については、決算統計上は臨時的収入とされるものを除き、毎年度経常的に収入される部分のみを行政経常収入に計上している。

（２）行政経常支出

行政経常支出は、資産形成につながらない行政サービス等に係る支出をいい、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、繰出金（建設費以外）、支払利息からなる。

人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等

人件費、物件費、維持補修費、扶助費及び補助費等は、毎年度経常的に支出されることから行政経常支出に計上する。

繰出金（建設費以外）

繰出金には、法適用公営企業以外の公営事業会計に対する繰出金と、財産区に対する繰出金とがあるが、その資金使途に応じて繰出金（建設費以外）と繰出金（建設費）とに区分され、繰出金（建設費以外）は行政経常支出に、繰出金（建設費）は投資支出に、それぞれ計上する。

繰出金（建設費以外）は、下水道事業などの法非適用公営企業に対する繰出金と、国民健康保

険事業及び介護保険事業等に対する繰出金とで構成されており、本来は繰出金の相手先の実態を踏まえて経常的なものか臨時的なものかを判断すべきであるが、その資金使途の多くが運転資金、事務費、公債費といった相手先の経常的な経費に充当されていることから、すべて行政経常支出に計上する。

なお、繰出金（建設費）は、法非適用公営企業等の建設費に充当されるものであり、資産形成のための支出となっていることから、投資支出に計上する。

支払利息

公債費のうち支払利息は、期間費用として毎年度経常的に支出されることから、行政経常支出とする（元金償還分は財務支出とする。）。

（3）行政特別収入及び行政特別支出

行政特別収入の主なものとしては、公営企業（法適用・法非適用）や財産区からの繰入金、災害復旧事業費支出金及び失業対策事業費支出金（いずれも国（県）支出金）がある。

行政特別支出の主なものとしては、災害復旧事業費及び失業対策事業費がある。これらは、決算統計上は普通建設事業費と同様に投資的経費とされているが、災害復旧事業は被災施設等を原形に復旧するための事業であり、原状回復の性格を有しており、新たな資産形成につながる支出ではない。また、失業対策事業は失業者に臨時的な就職機会を与えるための救済事業であり、社会保障の性格を有する臨時的な支出であることから、いずれも行政特別支出に計上する。

4. 投資活動の部

投資活動の部では、投資収入及び投資支出を表示して投資収支を算定しており、主に資産形成につながる支出とその特定財源や、資産処分などに伴う収入が計上される。

具体的には、投資収入は、普通建設事業費などの投資支出の特定財源となる国（県）支出金や分担金及び負担金・寄附金、財産売払収入、貸付金回収、基金取崩からなる。投資支出は、普通建設事業費、繰出金（建設費）、投資及び出資金、貸付金、基金積立からなる

国（県）支出金

国庫支出金及び都道府県支出金のうち投資支出の特定財源であるものは投資収入に属する。

財産売払収入

財産売払収入は、主として資産の売却、投資及び出資金の回収であることから投資収入とする。

繰出金（建設費）

繰出金（建設費）は、法非適用公営企業等に対する繰出金のうち、建設費に充当するものを計上する。

基金取崩・基金積立

行政キャッシュフロー計算書では、その他特定目的基金の取崩額、定額運用基金からの繰入額、基金からの借入金的繰入による繰入額が基金取崩として計上される。

なお、財政調整基金及び減債基金の取崩は基金取崩には含まれない。財政調整基金及び減債基金の取崩は、単なる現金預金の内訳項目間の振替であり、現金預金の増減には影響を与えないので、いずれの活動区分にも現れない。同様に、基金積立として計上される基金の積立も、その他特定目的基金への積立額、定額運用基金への繰出額、借入金的繰入の返済に充てられる繰出額であり、財政調整基金及び減債基金への積立は含まれない。

5. 財務活動の部

財務活動の部では、財務収入及び財務支出を記載して財務収支を表示する。

財務活動の部には、主に負債（地方債現在高）の増減につながる収入・支出が計上される。

財務収入には、地方債の起債額及び翌年度繰上充用金が、財務支出には、地方債の元金償還額及び前年度繰上充用金が計上される。

地方債

地方公共団体の普通会計による地方債の発行額は全て計上する。

なお、臨時財政対策債等は、地方交付税や地方税の代替財源としての性格を有すると言われ、地方債元利償還金について交付税措置されるが、団体自らが起債している地方債であることにかわりはないため、当該起債収入についても行政経常収入とはせず財務収入としている（元利償還時に交付税措置が行われて、実際に地方交付税として収入したものは、当然行政経常収入に計上される。）。

翌年度繰上充用金

繰上充用とは、歳入が歳出に不足する場合、すなわち形式収支が赤字の場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の歳入に充てることをいう。

形式収支が黒字の場合、形式収支は歳計現金（現金預金残高の一部）と一致する。

よってこの形式収支が赤字であるということは、当座借越（短期借入金的一种）を行っているものと同様の状態と考えられるため、翌年度繰上充用金は財務収入として計上する。

前年度繰上充用金

前述のとおり、繰上充用は、当座借越（短期借入金的一种）に相当するものであり、前年度繰上充用金は当座借越（短期借入金的一种）の返済と考えられることから財務支出として計上する。

6. 参考情報（残高情報）

（1）積立金等

積立金等は、現金預金とその他特定目的基金を合わせたものである。

資金繰り状況の観点からみると、現金預金が資金繰りの繁忙度を表しており、その他特定目的基金は直接資金繰りに使うものではないが、いざというときには取り崩して資金繰りバッファの役割を果たすことができる。また、安定した資金繰りのために最低限必要な量を超えた現金預金は、手元流動性資産ではあっても、実態的にはその他特定目的基金と同様に資金繰りバッファのための資金として機能していると考えられる。よって、資金繰り状況の観点で団体の耐久余力を把握するに当たっては、現金預金とその他特定目的基金を合算した積立金等をその対象として、水準を把握する。

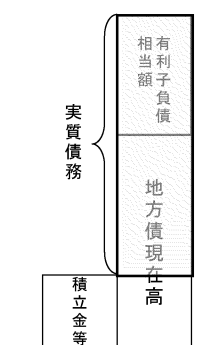
なお、現金預金及びその他特定目的基金以外の基金として定額運用基金があるが、この主なものは土地開発基金で管理形態が土地となっていることが多く、資金繰りバッファとしての役割を果たすことができないと考えられるため、定額運用基金は一律に積立金等には含まない。

また、積立金等は現金預金の裏付けのある換価性の高いものに限る必要があるため、出資金、土地、基金の繰替運用により貸付金として運用しているなど換価性が高いとはいえないものは積立金等から控除する。

（2）実質債務

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものである。普通会計が償還すべき債務は、実質的には積立金等の分だけ減少すると考えられることから、実質債務の算定においては積立金等を控除する。なお、地方債現在高と有利子負債相当額との合計額よりも積立金等が多ければ実質無借金と考えられる。

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額} - \text{積立金等}$$



① 地方債現在高

普通会計において起債している分を計上する。

元利償還額に対して地方交付税が措置される地方債がある。これは、元利償還金相当額が後年度の基準財政需要額に算入されるということを表しているに過ぎず、元利償還相当額の地方交付税が現在の地方交付税にそのまま加算されて団体に交付されることを表しているわけではない。団体によっては、交付税措置のある地方債は実質的な債務ではないかのように説明されることもあるが、これらも借金であることには変わらないため、交付税措置される地方債であっても地方債現在高からは控除しない。

参考 満期一括償還の地方債

満期一括償還地方債の償還原資として減債基金への積立を行っており、当該積立額を公債費として歳出に計上し、かつ、決算統計の地方債残高から控除している場合は、この控除後残高を地方債現在高とする。この場合、普通会計上の「現金預金」の一部である減債基金には、公債費として計上した減債基金への積立額が含まれていない。したがって、地方債現在高、積立金等の額の両方に同額が含まれておらず、積立金等を控除して計算する実質債務の額に影響はない。

ただし、この満期一括償還の減債基金（普通会計外の基金）から繰替運用により現金が費消されている場合は問題であり、実質債務を的確に把握するため、ヒアリングにおいて補正する必要がある。

② 有利子負債相当額

有利子負債相当額とは、有利子負債（地方債現在高）そのものではないが、普通会計が負担することが確実又は蓋然性が高いもので、行政経常収支を原資として将来支出するものである。普通会計が負担することが確実ではない、又は蓋然性が低い偶発的な債務は、有利子負債相当額には含めない。

行政経常収支を原資として将来支出するものとは、具体的には将来の財政支出、将来の投資支出（普通建設事業費、出資金、貸付金、等）、及び将来の行政経常支出のうち当期の行政経常支出には含まれていないもの（補助費等や繰出金、等）である。また、将来の行政経常支出のうち、当期に行政経常支出として支出されている分はすでに行政経常収支に織り込まれているので有利子負債相当額にはならず、将来追加的に補助費等、繰出金として支出される分が有利子負債相当額に該当する。

有利子負債相当額としては、例えば以下のものが考えられる。

I 翌年度繰上充用金

翌年度繰上充用金は、歳計現金のマイナス（普通会計の資金収支不足）を補うための財務収入であり、短期借入金的一种と考えられることから、有利子負債相当額とする。

II 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額

債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額は、将来普通会計の財政負担となることが確実であるため、有利子負債相当額とする。

なお、保証債務・損失補償に係る債務負担行為のうち、債務負担行為限度額は、ただちに将来普通会計の財政負担になることが確実とはいえないため、有利子負債相当額とはしない。一方、業績が悪化した第三セクター等に係る損失補償等の履行が確定し、翌年度以降支出予定額が計上されている場合は、第三セクター等に係る普通会計の負担見込額と併せて把握する。

Ⅲ 公営企業会計等の資金不足額

公営企業会計の資金不足額、すなわち、法適用企業の不良債務、法非適用企業の実質赤字は、公営企業の収益性が改善しなければ、最終的には普通会計が補てんする蓋然性が高い。したがって、これらは、地方公営企業の収益性が改善すると見込まれる場合を除き（普通会計からの繰入金により収支が改善する、といったケースは地方公営企業の収益性が改善するとはいえない）、有利子負債相当額と考えられる。

国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等における実質赤字もこれに該当する。

なお、公営企業債そのものは、原則として公営企業の料金収入から返済されること、それで返済できない場合は普通会計からの繰出金で返済するが、これは普通会計の行政経常収支にすでに反映されていることから有利子負債相当額とはしない。

Ⅳ 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額

団体が経営主体となっている土地開発公社の負債、すなわち銀行等外部からの借入金等は、実質的には普通会計が負担するもので、団体が債務保証を実施していることが通例である。

よって、この土地開発公社の負債から、土地開発公社が保有する土地や現金預金等の資産の換価可能額等といった普通会計の負担を軽減するものを控除した額である、土地開発公社に係る一般会計等の負担見込額を有利子負債相当額とする。

Ⅴ 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

団体が損失補償等を行っている第三セクター等（地方道路公社及び地方住宅供給公社を含む。）の業績や財務内容が悪化している場合、当該第三セクターの業績や財務内容が改善しない限り、最終的には団体が損失補償を履行して債務を負担する蓋然性が高い。

よって、こうした第三セクター等の為の損失補償に伴う負担見込額を当該第三セクター等の業績や財務内容に応じて算定した、第三セクター等に係る一般会計等の負担見込額を有利子負債相当額とする。

第3 作成方法

行政キャッシュフロー計算書は巻末の作成要領に従い作成する。

第2節 行政キャッシュフロー計算書の読み方

第1 行政キャッシュフロー計算書における現金預金の流れ

行政キャッシュフロー計算書において現金預金の流れは、以下のように読む。

- ①行政経常収入から行政経常支出が控除され、行政経常収支が算定される。
- ②行政経常収支から特別収入・特別支出が加減算され、行政収支が算定される。
- ③行政収支で財務支出を賄う（行政収支－財務支出＝償還後行政収支）。
- ④償還後行政収支、財務収入、投資収入で投資支出を賄う。

参考 資金運用表

行政キャッシュフロー計算書を利用して資金運用表を作成することもできる。資金運用表を利用することにより資金の動きを運転資金と設備資金に分けて把握することができる。

	運用	調達
運転資金	財務支出	行政収支（黒字）
	資金余剰	
設備資金	投資支出	資金余剰
		投資収入
	現金預金の増加	財務収入

第2 各活動区分の読み方

1. 行政活動の部

行政活動によるキャッシュフローとは、地方公共団体の主たる行政サービスのうち、資産形成につながらない行政サービスの提供活動の結果として、現金預金がどれだけ増減したかを表している。

行政収支の意義

行政収入と行政支出の差額である行政収支は、財産の売却や積立金の取崩、地方債の発行等によらずに獲得しうる現金預金の増減を意味するため、団体の基礎的な資金獲得能力を表している。特に、行政経常収支は、団体が将来にわたって経常的に獲得しうる現金預金の増減状況を表しており、債務の償還原資としての意味を持っていることから、債務償還能力に重要な影響を与えると考えられる。同時に、経常的な行政活動による収入で支出を賄っているかどうかという資金繰り状況を反映したものと考えられる。

行政経常収支及び行政収支は通常黒字になる。行政収入には一般財源のほとんどが計上されているにもかかわらず、行政支出には普通建設事業費（投資支出）と公債費の元金償還部分（財務支出）が含まれていないからである。したがって行政経常収支又は行政収支が赤字の場合は、通

常は財務状況に重大な問題を抱えていると判断される。ただし行政経常収支が黒字かつ行政収支が赤字の場合は、災害復旧等の事情により行政特別支出が一時的に増加している場合もあるため、こういった場合は行政特別支出の内容を適切に把握して判断する必要がある。

財政の規模

行政経常収入の大きさが団体の財政規模を把握できる。行政経常収入は、団体の基本的な収入であり、団体の財政運営は行政経常収入の状況に大きく左右される。なかでも地方税は、市町村民税や固定資産税等地域経済の動向をより強く反映する税目で構成されているため、税目内訳ごとの増減傾向を把握することが重要である。

財源の安定性

地方税等の自主財源と地方交付税等の依存財源が、それぞれ行政経常収入に占める割合により財源の安定性を把握する。地方交付税による団体間の財源均衡化の効果があるため、行政経常収入に占める地方税の割合が低くても、これが直ちには財務悪化原因にはならない。ただし、地方税の割合が低い団体は、地方交付税全体の規模が縮小するなど制度的な環境変化による影響をより大きく受けることになるため、その点に留意する。

財政の硬直性

人件費、扶助費、支払利息は、義務的経費と呼ばれる支出を構成するものであり、財政運営に与える金額的影響が大きいが、一般的には削減することが困難であると言われている。したがって、義務的経費を構成する人件費・扶助費・支払利息の行政経常収入に対する割合により、財政の硬直性を分析する。

2. 投資活動の部

投資活動によるキャッシュフローとは、社会資本整備のための支出である普通建設事業費と、その特定財源である国庫支出金・都道府県支出金等を中心として、財産の売却、他会計等への出資・貸付及びその回収、並びに、その他特定目的基金等の積立及び取崩といった投資活動により、現金預金がどれだけ増減したかを表している。

投資収支の意義

投資活動の部の主要な項目は社会資本整備に関わる資産形成につながる行政サービス、すなわち普通建設事業に係る収入及び支出である。

支出である普通建設事業費はすべて投資支出に計上されるが、収入については補助金等の特定財源のみが投資収入に計上され、建設費充当一般財源等や建設債の起債収入は投資収入に計上されない。また、健全な財政運営ができていない地方公共団体であれば、基金の目的外取崩や、財産売却を積極的に実施することは想定し難い。したがって、投資収支は赤字になるのが通常であり、

投資収支が黒字となっている場合にはその原因を十分に把握しなければならない。

投資活動と行政活動・財務活動との関係

投資活動の部の中心となるのは、普通建設事業費と、その特定財源の国（県）支出金である。普通建設事業の特定財源である国（県）支出金は、普通建設事業が補助事業か単独事業かによってその額が左右される。このうち単独事業は、団体がその財源を独自に資金調達して実施する任意事業である。しかし、大規模な建設事業を行うと債務が増加するのはもちろんのこと、その後の施設の維持管理費や支払利息がかさむことで、行政経常収支を圧迫することになる。

財産売却による資金活動

地方公共団体は利益獲得を目的とするものではないため、通常、計画的な売却によって収入を得ようとする財産は保有していないと考えられる。多額の財産売却収入がある場合には、未利用財産の売却を促進して資産の圧縮を図っている場合もあるが、財源不足を埋めるために財産を売却している可能性もある。

基金による資金活動

投資活動には、財政調整基金及び減債基金以外の基金、すなわちその他特定目的基金及び定額運用基金への積立及び取崩の状況が記載される。このうち、その他特定目的基金の状況は、団体の財政運営方針を色濃く反映する。その他特定目的基金の残高が急激に減少している場合、収支悪化などによる財源不足を基金の取崩によって解消している可能性がある。

3. 財務活動の部

財務活動によるキャッシュフローとは、主に地方債の起債と償還により、現金預金がどれだけ増減したかを表している。また、繰上充用がなければ、財務収支の黒字は地方債現在高が増加したことを、財務収支の赤字は地方債現在高が減少したことを表す。

財務収支の意義

財務収支の黒字は、通常、元金償還を超えた起債があったためであり、地方債現在高が増加したことを意味する。一方、財務収支の赤字は、起債を超えた元金償還があったためであり、地方債現在高が減少したことを意味する。したがって、地方債の償還確実性の観点からは、財務収支は赤字になっていることが好ましい。ただし政策的な観点から、一時的に建設債の起債等が増加して財務収支が黒字となる場合もある。

借入による資金活動

財務活動の部の中心となるのが、地方債の起債と償還である。行政活動及び投資活動を実施するための政府資金及び民間資金の借入・返済の状況を表している。

臨時財政対策債等による収入は一般財源であることから、償還後行政収支が赤字であってもこれらによって補てんされていれば、資金繰りとしては回っていることになるが、借金で借金を返済している状態であり好ましいとはいえない。

第3 償還確実性との関係

資金繰り状況の観点

まず、経常的な収入で経常的な支出を賄えていること、つまり、行政経常収支が黒字であることが重要である。行政経常収支の赤字は、経常的な収入で経常的な支出を賄えていないことを表す。行政経常収入に占める行政経常収支の割合を見ることにより資金繰りの余裕度を測ることができる。

次に、行政収支から財務支出を控除して算出する償還後行政収支が黒字であることが重要である。償還後行政収支の赤字は、当期の行政収支だけでは地方債が償還できないことを表す。この場合、借入返済のために新たに借入するか（財務収入）、基金取崩や財産売却収入（投資収入）などで借入返済していると考えられる。

債務償還能力の観点

債務償還の原資となるのは、行政活動から獲得する収支である。ここで、債務償還能力の観点からは、償還原資は每期経常的に獲得しうるものでなければならないので、行政経常収支が基本的な償還原資となる。

実質債務が行政経常収支（＝償還原資）の何年分あるかにより、債務償還能力を把握する。

第3章 主要な財務指標

財務状況把握においては、行政キャッシュフロー計算書を利用して、①債務償還可能年数、②実質債務月収倍率、③積立金等月収倍率、④行政経常収支率の4つの財務指標を算出し、地方公共団体の財務上の問題を把握するための主要な財務指標としている。

第1 債務償還可能年数

$$\text{債務償還可能年数(年)} = \frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}}$$

1. 指標の意義

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標で、実質債務が償還原資となる行政経常収支(キャッシュフロー)の何年分あるかを示したものである。債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえる。なお、行政経常収支がゼロ若しくは赤字の場合には償還原資がないことを表しており、財務上の問題があるといえる。

2. 留意点

① 債務償還可能年数が表すもの

債務償還可能年数は、行政経常収支(償還原資)をすべて債務の償還に充当した場合に、何年で現在の債務を償還できるかを表す理論値である。現実には、中止困難な公共事業がある等の資金の使途の観点から、また、債務は約定償還を原則とする等資金の使用方法的観点から、行政経常収支の全額を債務償還に充当することはないが、債務の償還原資を経常的な行政活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握するうえで重要な視点である。

② 時系列での比較の重要性

行政経常収支の少ない団体は、債務償還可能年数が極端に長くなることがある。このような団体では行政経常収支がわずかに増減ただけで債務償還可能年数が大きく変動する。このため、債務償還可能年数は過去の推移と併せてみる(時系列で比較する)ことも重要である。

第2 実質債務月収倍率

$$\text{実質債務月収倍率(月)} = \frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収入} \div 12}$$

指標の意義

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標で、実質債務が行政経常月収（＝行政経常収入÷12）の何ヶ月分に相当するかを示している。

実質債務月収倍率が高いほど、身の丈（行政経常収入）に比べて実質債務が大きいことを表している。

第3 積立金等月収倍率

$$\text{積立金等月収倍率(月)} = \frac{\text{積立金等}}{\text{行政経常収入} \div 12}$$

指標の意義

積立金等月収倍率は、積立金等（現金預金及びその他特定目的基金）が行政経常月収の何ヶ月分あるかを示している。

資金繰りに係るリスクに対する備えとして、どれだけの厚みをもってバッファー資金を積み立てられているかという耐久余力を表している。

第4 行政経常収支率

$$\text{行政経常収支率(\%)} = \frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}}$$

1. 指標の意義

行政経常収支率とは、行政経常収入に対する行政経常収支の割合である。

行政経常収支率は、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという償還原資の獲得能力を表すと同時に、経常的な収入で経常的な支出を賄っているかという経常的な資金繰り状況を表している。一般的には、行政経常収支率が高ければ、債務償還能力は高く、かつ、資金繰り状況も良好であると考えられる。

2. 留意点

① 行政経常収支率が低い場合

行政経常収支率が低水準であることをもって直ちに財務状況に問題があるとは判断できない。単年度の元金償還額が少なく、償還後行政収支が黒字であれば、債務償還能力や資金繰り状況には問題がない可能性がある。債務の償還負担が軽く、かつ、建設投資の必要性が低いことから、資産形成にはつながらない行政サービスへ資金が振り向けられているとも考えられる。また、積立金等を既に十分に保有しており、行政経常収支を多く生み出す必要に迫られていないケースも考えられる。

しかし、0%以下の場合、つまり行政経常収支がゼロ若しくは赤字のときは、財務状況に問題があるといえる。これは、経常的な収入で経常的な経費を賄っておらず、償還原資がない状態を表しているからである。

② 行政経常収支率が高い場合

行政経常収支率が高水準であることをもって直ちに財務状況に問題がないとは判断できない。単年度の元金償還額が多く、償還後行政収支が赤字であれば、資金繰り状況に問題がある可能性がある。債務の償還負担が重い、又は、建設投資の必要性が高いことから、資産形成にはつながらない行政サービスに十分に資金を振り向けていない結果であることも考えられる。

参考 債務償還可能年数と実質債務月収倍率、行政経常収支率との関係

債務償還可能年数は、実質債務月収倍率と行政経常収支率に分解できる。したがって、債務償還能力をより詳細に把握するためには、実質債務月収倍率と行政経常収支率をみる。具体的には、債務償還可能年数が長いのは、実質債務が大きいからなのか、それとも行政経常収支（償還原資）が少ないからなのかを把握し、それぞれの要因を探る。

$$\begin{array}{l}
 \text{債務償還可能年数(年)} = \frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}} \\
 \begin{array}{l}
 \text{実質債務月収倍率(月)}(\div 12) \\
 \left[\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収入}} \right] \\
 \text{行政経常収支率(\%)} \\
 \left[\frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}} \right]
 \end{array} \\
 \Downarrow \text{分子・分母を行政経常収入で割る} \\
 \text{債務償還可能年数(年)} = \frac{\text{実質債務月収倍率(月)}(\div 12)}{\text{行政経常収支率(\%)}}
 \end{array}$$

参考 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）

1 基礎的財政収支の計算式

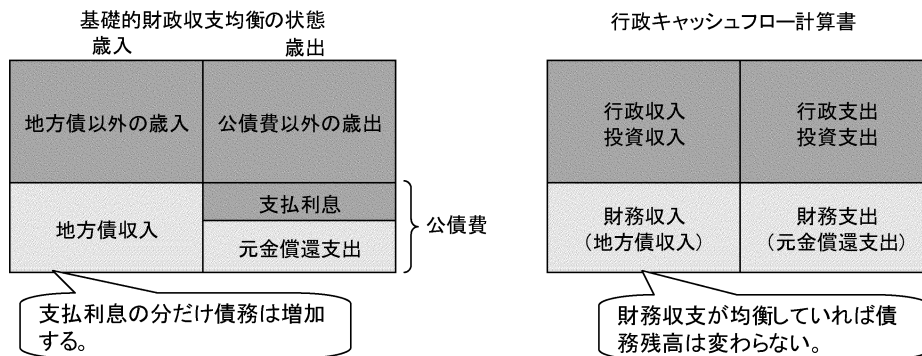
一般的に、基礎的財政収支は起債額以外の歳入から公債費以外の歳出を控除して求められるが、地方公共団体の場合は、基金や繰越金を考慮する必要があるため、財務状況把握ではこれらの項目を加味した基礎的財政収支を使用している。具体的な計算式は以下のとおりである。

$$\{ \text{歳入} - (\text{地方債} + \text{繰越金} + \text{基金取崩}) \} - \{ \text{歳出} - (\text{公債費} + \text{基金積立}) \}$$

2 指標の意味と留意点

基礎的財政収支が均衡している状態において、金利＝成長率の場合、債務残高÷GDP（国内総生産）は一定となることから、財政の中長期的な持続可能性を考える上で基礎的財政収支の状況は重要な意味を持つといわれている。

ただし、基礎的財政収支が均衡した場合においても、債務残高は利払費分だけ増加するため、債務残高の増加に歯止めをかけるためには、起債収入（財務収入）と元本償還金（財務支出）が均衡している必要があることに留意する必要がある。



参考 健全化判断比率と財務状況把握における財務指標

平成19年6月に、地方の財政運営を適正にするために、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布された。当該法律の中で健全化判断比率が定義され、各地方公共団体自ら当該指標を公表することが義務付けられた。当該比率と財務状況把握の財務指標の相違については、次のとおり整理される。

1 基本的考え方

	財務状況把握の財務指標	健全化判断比率
目的	貸し手としての償還確実性の確認	地方公共団体の財政の健全化
視点	○債務償還能力（長期的視点） ○資金繰りリスク（短期的視点）	○財政の健全化に関する比率の公表 ○財政の早期健全化・再生
指標	行政経常収支率 積立金等月収倍率 実質債務月収倍率 債務償還可能年数	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率

2 指標の比較

① フロー指標とストック指標

	財務状況把握の財務指標	健全化判断比率
フロー概念の指標	・ 行政経常収支率	・ 実質赤字比率 ・ 連結実質赤字比率 ・ 実質公債費比率
ストック概念の指標	・ 積立金等月収倍率 ・ 実質債務月収倍率	・ 将来負担比率
フローとストック概念を組み合わせた指標	・ 債務償還可能年数	—

② フロー指標の比較

	財務状況把握の財務指標	健全化判断比率		
	行政経常収支率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率
意義	償還原資の獲得能力と経常的な資金繰り状況を表す。	一般会計等の財政運営の悪化の度合いを表す。	地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを表す。	実質的な公債費が財政負担となっている度合いを表す。
特徴・留意点	実質債務月収倍率などのストック概念の指標とあわせ、債務償還能力及び資金繰りリスクを把握する。	地方債の増加や基金の取崩しに留意。	個別の事情を踏まえた算定。 〔例〕 公営企業の資金不足額について、解消可能資金不足額(計画赤字を複数の算出方法から選択)を控除。	実質的な公債費負担を測るため一定の特定財源を分子から控除。 〔注〕 都市計画税を新たに特定財源として追加。

③ スtock指標の比較

	財務状況把握の財務指標			健全化判断比率
	積立金等月収倍率	実質債務月収倍率	債務償還可能年数	将来負担比率
意義	資金繰りリスクに対する耐久余力を表す。	収入(月収)に対する債務の大きさを表す。	債務償還能力を表す。	将来、財政を圧迫する可能性の度合いを表す。
特徴・留意点	換価性に問題のある積立金等(出資金、土地、貸付金に運用している基金等)をヒアリングに基づき控除。	債務の大きさは、金額の大きさでなく、収入規模の水準との比較で分析。 将来負担比率と類似概念。	過去の推移と併せて分析。 〔例〕 債務償還可能年数の分母となる行政経常収支が少ない場合、当該収支の僅かな増減で債務償還可能年数が大きく変動する。	個別の事情を踏まえた算定。 〔例〕 一般会計等において実質的に負担が見込まれる地方3公社等の負債について、標準評価方式又は個別評価方式のいずれかを選択して算定。

3 指標の活用方法

健全化判断比率は、絶対基準として、一定の水準以上となった場合、団体に対し、財政健全化計画や財政再生計画の策定を義務づけるものである。他方、財務状況把握では、財務指標をヒアリング実施予定団体を選定するための相対基準として活用し、指標が下位一定割合に該当する団体の財務状況をヒアリングにより重点的に把握することとしている。

第4章 財務状況把握

地方公共団体の財務状況把握は、団体が公表している各種の財務資料等を利用して実施する財務状況のモニタリングと団体に直接赴いて実施するヒアリングとから構成される。

このうち財務状況のモニタリングは、すべての団体を対象として実施するものであり、モニタリング結果を踏まえて、必要と認められる団体に対してヒアリングを実施する、という関係にある。

地方公共団体の財務状況把握は、モニタリング及びヒアリングを通じ、団体の財務状況を健康診断することに例えられる。単に行政キャッシュフロー計算書や財務指標データの数値を把握するだけでなく、それらを全国共通の基準に照らして診断し、財務上の問題を把握する。さらに、問題がある場合は、その要因を分析するとともに、問題解消の見通しについても把握する。

第1節 財務状況のモニタリング

第1 財務上の問題の把握

地方公共団体の財務上の問題は、債務系統、積立系統、収支系統に整理できる。

以下の診断基準に該当する場合、すなわち、各系統に属する指標の値が、

- ①著しく乖離している場合、及び、
- ②著しく乖離しているとはいえないものの、他の指標と併せてみたときに財務状況に注意を要すると判断できる場合に、財務上の問題を認識する。

診断基準は、財務上の問題を把握するために、全国の団体に共通した事象から特定の財務指標を抽出し、統計的手法を用いて類型化したものである。

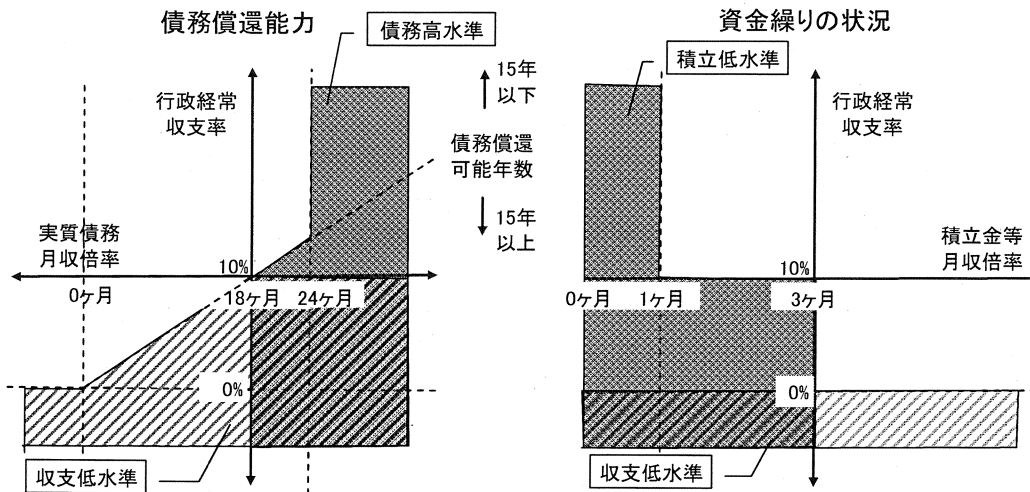
具体的には、各系統に属する指標（債務系統→実質債務月収倍率、積立系統→積立金等月収倍率、収支系統→行政経常収支率）ごとに、標準偏差 0.5σ を超える指標値（概ね下位30%）を“乖離している”、標準偏差 1.0σ を超える指標値（概ね下位15%）を“著しく乖離している”とし、これに端数処理を施した上で基準値を設定している。ただし、行政経常収支率における“著しく乖離している”場合は、標準偏差にかかわらず「0以下」と定義している。行政経常収支率が0以下になるとは償還原資がないことを意味し、1%と0%では単なる1%の差以上の意味合いがあるからである。

なお、診断基準は上述のとおり相対基準であるため、診断基準に該当した団体は常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかった団体には財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要がある。

【現時点での診断基準】

系統	問題	定義
債務系統	債務高水準	①実質債務月収倍率 24 ヶ月以上 ②実質債務月収倍率 18 ヶ月以上かつ債務償還可能年数 15 年以上
積立系統	積立低水準	①積立金等月収倍率 1 ヶ月未満 ②積立金等月収倍率 3 ヶ月未満かつ行政経常収支率 10% 未満
収支系統	収支低水準	①行政経常収支率 0% 以下 ②行政経常収支率 10% 未満かつ債務償還可能年数 15 年以上

【イメージ図】



1. 債務系統

- ①実質債務月収倍率が24ヶ月以上の団体
- ②実質債務月収倍率が18ヶ月以上で、かつ、債務償還可能年数が15年以上の団体

- ① 実質債務月収倍率が著しく高い団体は「債務高水準」と認識する。
- ② 実質債務月収倍率が高いものの著しく高いとまではいえない団体は、債務償還可能年数と併せて判断する。すなわち、債務水準が高く、かつ、十分な償還原資が確保できていない団体は、債務償還能力に問題があると考えられるので「債務高水準」と認識する。これに対し、債務水準が高くても十分な償還原資を確保できているのであれば、債務償還能力に問題ないと考えられるので「債務高水準」と認識しない。

2. 積立系統

- ①積立金等月収倍率が1ヶ月未満の団体
- ②積立金等月収倍率が3ヶ月未満で、かつ、行政経常収支率が10%未満の団体

- ① 積立金等月収倍率が著しく低い団体は「積立低水準」と認識する。
- ② 積立金等月収倍率は低いものの著しく低いとまではいえない団体は、行政経常収支率と併せて判断する。すなわち、積立金等の水準が低く、かつ、経常的な資金繰りの余裕が十分でない場合は、資金繰りが繁忙となる可能性があるので「積立低水準」と認識する。これに対し、積立金等の水準が低くても経常的な資金繰りの余裕が十分である場合は、資金繰りが繁忙となる可能性は小さいので「積立低水準」と認識しない。

積立系統の財務上の問題を把握する場合においては、積立金等月収倍率は、実質債務を算定する際の控除項目ではなく、資金繰りリスクに対する備えとしてのバッファの厚みを表している。よって、「積立低水準」とは、将来リスクイベント（例えば、地方税や地方交付税の急減など）が発生したときの資金繰り耐久余力が低水準であることを表す。

3. 収支系統

- ①行政経常収支率が0%以下の団体
- ②行政経常収支率が10%未満で、かつ、債務償還可能年数が15年以上の団体

- ① 行政経常収支率が0%以下であれば「収支低水準」と認識する。行政経常収支の赤字は、償還原資がないという意味で債務償還能力の面から問題であるし、行政経常収入で行政経常支出を賄いきれていないという意味で資金繰りの面からも問題がある。
- ② 行政経常収支率が低いものの著しく低いとまではいえない団体は、債務償還可能年数と併せて判断する。すなわち、収支水準が低く、かつ、債務水準も相応に高ければ債務償還能力に問題があると考えられるため「収支低水準」と認識する。一方、そもそも債務が少ないのであれば（債務より積立金等が多く実質的な債務はゼロの場合を含む）、収支水準が低くても債務償還能力には問題ないと考えられるので、「収支低水準」と認識しない。

4. 償還確実性と診断基準（財務上の問題）の関係

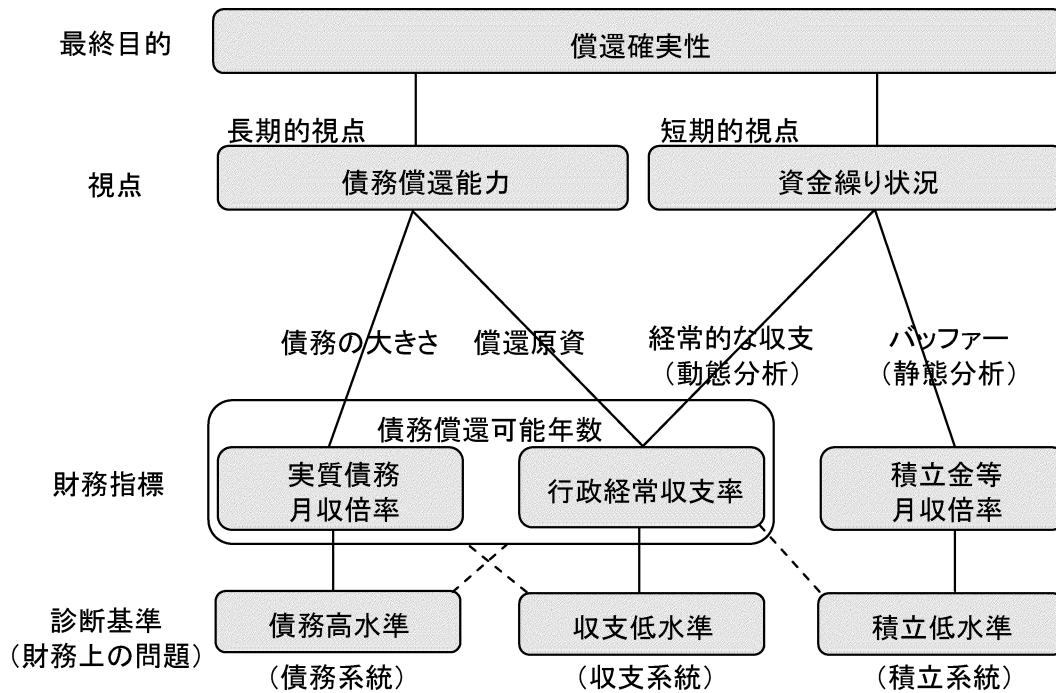
償還確実性は、債務償還能力の観点と資金繰り状況の観点から把握する。

債務償還能力は債務系統と収支系統の影響を受けるため、債務償還可能年数、すなわち実質債務月収倍率（債務の水準）と行政経常収支率（償還原資の水準）を利用して把握する。債務が大きくても償還原資が十分である場合、あるいは、償還原資が少なくても債務も小さい場合は、いずれも債務償還能力に問題ないと考えられるからである。

他方、資金繰り状況は収支系統と積立系統の影響を受けるため、積立金等月収倍率（バッファ

一の水準)と行政経常収支率(経常的な収支の余裕の水準)を利用して把握する。積立金等が少なくても経常的な収支の余裕が大きい場合、あるいは経常的な収支の余裕が小さくても積立金等が潤沢にある場合は、いずれも資金繰り状況には問題ないと考えられるからである。

【償還確実性と「財務上の問題」の関係】



第2 要因の分析

財務上の問題を把握したら、次にその問題の要因を分析する。

要因の分析方法に唯一絶対的なものがあるわけではないが、ある程度客観的に実施するために、例えば以下のような方法が考えられる。要因分析は、このような方法により、モニタリングでもある程度実施することはできるが、個別事情を踏まえた分析を行い、改善につなげていくためには、ヒアリングで補う必要がある。

1. 債務系統

実質債務のうち、積立金等を控除する前の地方債現在高及び有利子負債相当額を構成項目ごとに把握し、債務全体に占める構成割合の大きいものを、債務高水準となった要因とする。

2. 積立系統

資金運用表を利用して、積立金等を運転資金として（資金繰り目的で）取り崩したのか、設備資金として（建設投資目的で）取り崩したのかを把握する。取崩の要因の分析は、過去における積立金等残高のピーク時の年度と比較して行う。積立金等が減少している団体においては、この手法により分析した積立金等の取崩の要因を、積立低水準となった要因とする。

3. 収支系統

過去の行政経常収支率が悪化していない年度と比べて、行政経常収支を構成科目毎に分解し、各科目の増減額を確認する。

この結果、行政経常収支の減少に大きな影響を与えた科目を、収支低水準となった要因とする。

第3 問題解消の見通し

財務上の問題を認識して、その要因を把握したら、最後にその問題が今後解消するか（少なくとも解消に向かうのか）の見通しを把握することが必要である。

問題解消の見通しを把握するためには、団体の中長期的な収支計画の策定状況を確認するとともに、その妥当性（実現可能性や有効性）及び進捗度合いを把握する。

1. 収支計画

財務状況把握で利用する収支計画とは、計画の名称を問わず、団体が財政運営方針として策定した中長期的な収支計画であって、かつ、普通会計の財政全体がカバーされているものをいう。

団体が作成する計画には様々なものがあるが、例えば次のような計画は、ここでの収支計画には含まない。

- ・ 財政運営方針ではないもの：『財政推計』『財政シミュレーション』等
- ・ 財政運営の方向性を示すにとどまり、具体的な数値目標を持たないもの：『総合計画』『行政改革大綱』等
- ・ 普通会計全体の収支が把握できないもの：『(各種) 事業計画』『定員削減計画』等

なお、上記の形式要件を充足している計画であっても、後述のとおり、計画の妥当性が乏しければ、問題解消の見通しを把握するための収支計画としては必ずしも十分ではないことに留意する。

2. 収支計画の見方

収支計画をみる局面は、策定段階と、実行段階に分けられる。

(1) 収支計画の策定段階

収支計画の策定段階においては、計画の妥当性を把握する。すなわち、収支計画どおりに財政運営できるか（実現可能性）、収支計画どおりに財政運営できた場合にどれだけの財務改善効果があるか（有効性）の2つの観点から収支計画をみる。

例えば、実現可能性を重視して安易な目標を設定すれば有効性が低くなることが考えられ、逆に有効性を重視して厳しい目標を設定すれば、実現可能性は低くなることが考えられるが、収支計画としては、そのいずれかが欠けても妥当な収支計画とはいえない。

① 収支計画の実現可能性

収支計画の実現可能性とは、その収支計画どおりに財政運営できるかどうかということであり、次の2つの観点からみる。

ア) 前提条件の妥当性

- ・収入確保策や支出削減策は現実的なものか、単なる努力目標になっていないか
- ・収支計画に著増減する項目があった場合、合理的な根拠があるか
- ・人口見通しや金利の先行き見通しは過度に楽観的なものではないか など

イ) 財務分析結果との整合性

- ・過去の決算推移や他団体比較等に鑑みて非現実的でないか など

②収支計画の有効性

収支計画の有効性については、収支計画どおりに財政運営できた場合にどれだけ財務改善効果があるか、つまり、財務上の問題（債務高水準、積立低水準、収支低水準）が解消するか（少なくとも解消に向かうか）を確認する。収支計画の有効性は、次の2つのステップで確認する。

ア) 計画目標値の把握

団体が作成した収支計画には、団体自身が認識している財政運営上の課題を解消・改善する観点で目標とすべき計数値・指標値が通常設定されているため、こういった計画目標値を設定しているのかを把握する。

イ) 目標値と財務上の問題との関係の把握

団体が設定している計画目標値は、財務状況把握における財務上の問題を解消するという観点で目指すべき指標値と必ずしも一致しているとは限らない（課題・問題という観点では一致していても、優先順位の観点で不一致となる場合も考えられる。）。

よって、団体の作成した収支計画どおりに財政運営できた場合に、財務上の問題が解消するか（少なくとも解消に向かうか）、具体的には財務指標値が改善するかという観点で、その収支計画の有効性を把握する。なお、現に抱えている財務上の問題が解消に向かう計画内容であっても、別の新たな財務上の問題の発生が見込まれる場合は、有効性の面からは不十分と考えられるので注意する。

ただし、団体の策定する収支計画は、団体によって記載内容が千差万別であり、精度や充実度も異なるので、財務上の問題が解消するかを客観的数値によって確認できないこともある。

(2) 収支計画の実行段階

収支計画の実行段階においては、収支計画の進捗度合いを把握する。進捗度合いは達成度又は改善度から測ることができる。

①達成度

「どの程度目標を達成したのか」という観点から、実績値と目標値とを比較して進捗度合いを

把握する。収支計画の計画目標値が、財務状況把握における財務上の問題を解消するという観点で目指すべき指標値と一致している場合は、計画目標値を達成することが財務上の問題の解消に結びつくものと考えられる。

なお、団体が設定している収支計画の有効性が乏しい場合は、達成度のみをもって財務上の問題の解消状況を把握することはできないため、次に説明する改善度から収支計画の進捗状況を把握することが重要になる。

②改善度

「過去と比べてどの程度財務状況が改善したのか」という観点から、直近の実績値と収支計画実行前の実績値とを比較して進捗度合いを把握する。

その際、財務上の問題が解消したか（少なくとも解消に向かったか）、具体的には財務指標値が改善したかという観点から、進捗状況を確認する。

なお、収支計画が確認できなかった団体については、計画策定の動きを注視するとともに、財務状況の改善に向けた各種取組みの進捗度合いを注視していくことが望ましい。

第2節 ヒアリング実施予定団体の選定

第1 基本的考え方

財務状況のモニタリングの結果を踏まえて、財務状況悪化の懸念が認められる一定の地方公共団体をヒアリング実施予定団体として選定する。

ヒアリング実施予定団体の選定に当たっては、定量的基準及び定性的基準に基づいて検討を行い、また、これまでのヒアリング実施状況等も勘案し、総合的に判断する。

第2 具体的選定方法

①定量的基準

財務状況把握における主要4指標に加え、参考指標である健全化判断比率、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）及び公営企業の経営悪化懸念が普通会計に与える影響に関する指標に基づき一定の基準に該当する場合に、選定対象候補とする。

- ・ 主要4指標（債務償還可能年数、実質債務月収倍率、積立金等月収倍率、行政経常収支率）

債務系統、積立系統、収支系統の財務上の問題の観点から、各指標の値が下位一定割合の団体（25ページ参照）を選定対象候補とする。

- ・ 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立・施行を踏まえ、従来選定対象としていた実質公債費比率18%以上の団体及び実質収支が赤字の団体に加え、当該法律において定義する健全化判断比率が早期健全化基準以上の団体を選定対象候補とする。

- ・ 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）

政策的支出を、新たな借金に頼らず、その年度の税収等で賄えているかどうかを判断できる基礎的財政収支は、地方公共団体の財政健全化に向けての一里塚と位置付けられることから、参考指標として活用する。ただし、災害の発生や政策的な要請により投資的な支出を増加させている年度においては、一時的に基礎的財政収支が赤字になることもあるため、基礎的財政収支が2期連続赤字である場合に限り、選定対象候補とする。

- ・ 公営企業の経営悪化懸念が普通会計に与える影響に関する指標

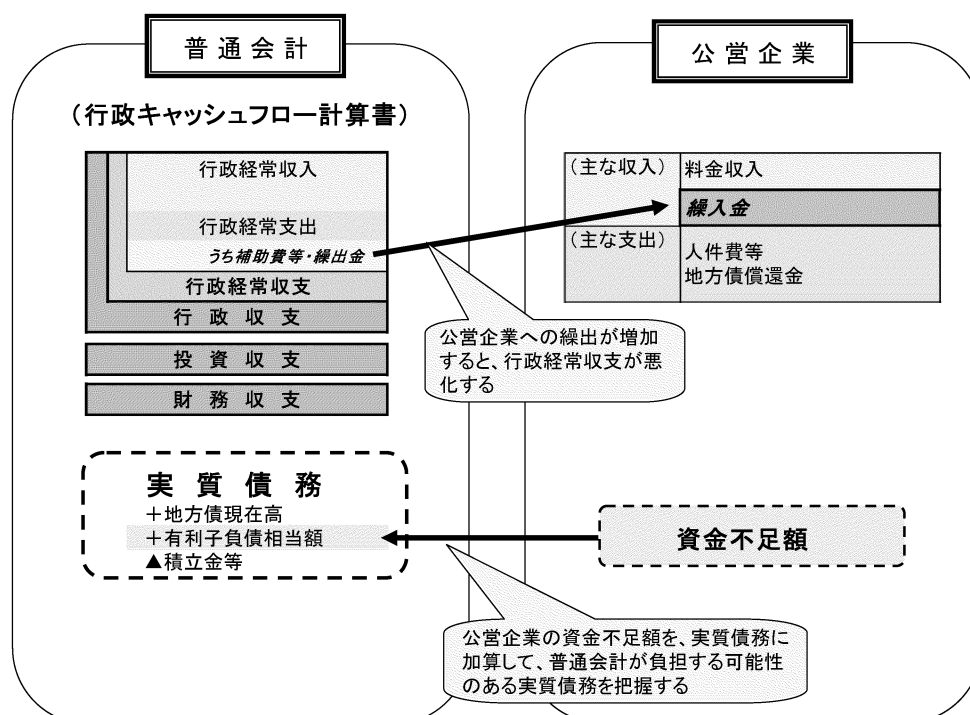
普通会計の債務償還能力は、公営企業を含む地方公共団体全体の債務償還能力を反映したものと見える。

普通会計の行政経常支出には公営企業への繰出金が含まれているため、公営企業の収益の悪化に伴う繰出金の増加は、行政経常収支の悪化（償還原資の減少）を招くものである。また、普通会計の実質債務には公営企業の資金不足額が含まれているため、公営企業の経

営悪化に伴う資金不足額の増加は、普通会計における実質債務の増加を招くものであり、いずれも債務償還可能年数を長期化する。

これらを踏まえ、普通会計からの繰出比率（繰出金合計／行政経常収入）における下位一定程度の団体及び公営企業で資金不足が発生している団体は、普通会計の財務への影響の観点から、選定対象候補とする。

(参考)



②定性的基準

地方公共団体の財務状況については、普通会計の決算情報等だけでは必ずしも把握しきれない外郭団体等の財務の影響を受ける可能性があるほか、各団体の置かれた状況、例えば、人口構成や主要産業の状況等にも左右されるため、指標等を用いた定量的な基準だけでなく、以下のような定性的な要因も考慮して選定することが重要である。

- ・ 地方公社・第三セクター等の経営悪化

定量的な基準では把握できない場合であっても、地域における情報等により、地方公社や第三セクター等の著しい経営悪化等が懸念される場合は、普通会計の財務に影響を与える惧れがないかヒアリングで確認する必要があるため、選定対象とする。

- ・ 人口動態の変化や地元経済情勢の急激な悪化等

人口や高齢化の状況は、地方税や扶助費等の増減という形で、また、大幅な経済環境の変化に伴う地元企業の業績悪化や工場の廃止等、地元経済情勢の急激な悪化は、地方税の減少という形で、地方公共団体の財務に多大な影響を与えうる。このため、普通会計の財務に悪影響を及ぼすような人口動態の変化や地元経済情勢の急激な悪化等が認められる場合は、選定対象とする。

第3節 ヒアリングの実施

第1 ヒアリングの手順

ヒアリングは、財務状況のモニタリングで選定した財務状況悪化の懸念が認められる団体に対して実施するものであり、具体的には以下の手順で実施する。

- ①ヒアリング対象団体の事前分析及びヒアリング事項の検討
- ②団体からのヒアリング
- ③ヒアリング結果の取りまとめ及び集計

なお、財務状況のモニタリングからヒアリングを実施するまでの間に、最新の決算が確定した場合には、この最新決算に基づきヒアリングを実施する。

(平成20年度の財務状況把握では、平成18年度決算に基づきヒアリング実施予定団体を選定し、対象全団体について平成19年度決算に基づくヒアリングを実施している。)

第2 ヒアリング対象団体の事前分析及びヒアリング事項の検討

ヒアリング対象団体については、決算統計のほか各団体のホームページ等で公表されている各種資料等を活用して、ヒアリングに先立ち事前分析を行うと同時に、ヒアリングすべき事項を具体的に検討する(総合計画や集中改革プランといった各種計画に係る資料は、多くの団体がホームページで公表している。)

1. 団体にヒアリングすべき事項

主な事項は以下のとおりであるが、これらは実際に団体に赴きヒアリングする際の参考として掲げるものであり、団体に対してこれらの質問をすれば必要かつ充分というわけではないことに留意する。

① 全般的事項

- ・当該団体の概要(人口・産業構造等)
- ・財務上の特徴(財政構造・地域特性等)
- ・当該団体の抱える問題点や財政運営上の課題
- ・直近決算の概況
- ・健全化判断比率や経常収支比率等の各種財政指標が悪化した原因
- ・当該団体が策定している収支計画等の具体的内容・策定の前提条件・進捗度合い
(達成進捗度が芳しくない団体については、その原因と追加的な改善策)

② 財務状況に関する事項

財務上の問題、財務上の問題が生じた要因、問題解消の見通し、という財務状況把握のステップを念頭に置きながら、必要な事項をヒアリングする。

・ 財務指標の算定の基礎となっている計数に関する事項

地方公共団体の財務状況把握では、財務指標に基づいて個別の団体の財務上の問題を把握していることから、この財務指標の算定の基礎となっている計数が正確であり、かつ実態に即したものであることが重要である。

具体的には、実質債務残高・積立金等残高・行政経常収入・行政経常支出について、それぞれが正確かつ実態に即した計数であるかどうかをヒアリングにより把握する。

財務状況のモニタリングの際に使用した計数が正確性に欠ける、あるいは実態に即していないと判断される場合には、当該計数について計数補正を行い、改めて財務指標を算定して財務上の問題を把握する。

・ 財務上の問題が生じた要因に関する事項

事前分析の段階で、債務・積立・収支の各系統で財務上の問題が生じた要因となった科目等が概ね特定される。

よって、当該科目がそのようになった（増加した、あるいは減少した）理由・原因・背景等について、その具体的な内容をヒアリングにより把握する。

・ 問題解消の見通しに関する事項

財務上の問題については、団体が策定・推進している収支計画等に基づいて、各系統の財務指標が改善に向かうのか悪化するのかという見通しを踏まえて、財務上の問題の解消見通しを把握する。

よって、収支計画等の妥当性・実現可能性やその進捗状況を判断するために必要な情報を、個別科目毎にあるいは施策毎にヒアリングにより把握する。

2. ヒアリングに当たっての留意点

ヒアリングを実施する際には、事前に準備したことを活用して問題点を整理しながら簡潔かつ要領よく行う。

また、財政融資資金の貸し手と借り手という立場に基づく建設的な緊張関係を保ちつつ、財務状況把握のヒアリングだけではなく、貸付先実地監査等での財務状況に関する意見交換を通じて団体との信頼関係が醸成されるよう、各団体の財政運営の事例に関する情報や問題意識を共有することを心掛けなければならない。

なお、この財務状況把握のヒアリングは、あくまでも財政融資資金の貸し手としての立場から借り手である地方公共団体の財務状況を把握するものであることに充分留意する。

第3 科目別のヒアリング事項の具体例

科目別のヒアリング事項の具体例を列挙するが、ヒアリングに際しては、診断基準に該当した財務指標に係る科目のみならず、それ以外の科目で挙げられる事項例も参考に、財務状況の実態を把握するよう着眼点を整理する。

指 標	算 式	具体例参照符号
債務償還可能年数	$\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収支}}$	→ A、B、C → D、E
実質債務月収倍率	$\frac{\text{実質債務}}{\text{行政経常収入} \div 12}$	→ A、B、C → D
積立金等月収倍率	$\frac{\text{積立金等}}{\text{行政経常収入} \div 12}$	→ C → D
行政経常収支率	$\frac{\text{行政経常収支}}{\text{行政経常収入}}$	→ D、E → D

科目名及びヒアリング事項の具体例	視点・留意点
A 地方債現在高	
[地方債全般] ①起債方針	①数値目標や達成状況等を確認
[地方債現在高] ①地方債現在高が大きい事業の内容	①退職手当債の発行状況にも留意
[今後の地方債の増減見込み] ①大規模な普通建設事業計画の有無 ②地方債現在高のピーク年度 及び単年度の元金償還額のピーク年度 ③借換や繰上償還等の予定	①更新事業や合併に伴う事業等も確認 ②地方債償還計画の確認 平均残存償還年数との比較検討 ③繰上償還を予定している場合はその償還財源を確認
[民間資金の調達] ①市場公募債・ミニ公募債の発行予定 ②銀行等引受債による調達計画	②調達にあたり工夫している点
B 有利子負債相当額	
[翌年度繰上充用金] ①繰上充用金の財源（一時借入金かどうか）	①打ち切り決算の場合、一時的に財務状況が悪化したように見える

<p>【債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額】</p> <p>①物件の購入(土地の購入、工事の請負等)に係るもの の内容</p> <p>②債務保証又は損失補償に係るもの の内容</p>	<p>①土地開発公社に対する先行取得用地の買戻し債務の計上の有無</p> <p>②契約の内容や履行の時期</p>
<p>【公営企業会計等】</p> <p>①普通会計の財務に影響を与える恐れのある公営企業等の経営状況</p>	<p>①料金設定に対する考え方 繰出金に対する考え方 人件費及びその他の経費の削減方針 新規設備投資の計画の有無</p>
<p>【土地開発公社】</p> <p>①土地開発公社に対する保証債務額</p> <p>②先行取得用地の再取得価額及び再取得時期</p> <p>③造成地の売却可能性及び売却可能価額</p>	<p>①決算書を入手するのが望ましい</p> <p>②物件ごとの状況を把握</p> <p>③物件ごとの状況を把握</p>
<p>【第三セクター等】</p> <p>①主要な出資先の財務状況等の概要 (『財政状況等一覧表』等で出資先を把握できる)</p> <p>②債務超過先や業況悪化先に対する財政支援策 (損失補償の状況等)</p>	<p>①主要な相手先については決算書を入手するのが望ましい</p>
C 積立金等	
<p>【積立金等】</p> <p>①団体の積立方針</p> <p>②手元流動性が低い場合、資金繰りの状況</p> <p>③その他特定目的基金の取崩理由</p> <p>④管理状況「その他」の具体的管理状況</p>	<p>②手元流動性が乏しい場合は、資金繰りが繁忙となっている可能性がある</p> <p>③目的外取崩の有無 (運転資金の補てんなのか、設備資金の財源なのか)</p> <p>④換価性の観点から運用形態を確認 (土地、仕組み債、出資金で運用している場合も同様)</p>
D 行政経常収入	
<p>【地方税の増減】</p> <p>①人口動態、地価動向</p> <p>②主要企業(工場)の業績及び誘致・撤退見込み</p> <p>③地方税収入の確保に向けた取組み</p>	<p>①市町村民税、固定資産税等の税目ごとに把握</p> <p>③徴税率の推移を確認</p>

【使用料・手数料の増減】 ①施設の稼働状況（スポーツセンター等）や料金の改定予定	
【事業等収入の増減】 ①財産運用収入（賃貸料収入、利息収入等）の内訳及び今後の運用収入見込み ②収益事業（公営競技／競輪、競馬、競艇、オートレース）の収益動向と収支改善に向けた取組み	
E 行政経常支出	
【人件費】 ①今後の人員計画 （早期退職勧奨制度、新規採用計画） ②給与水準の見直し実績及び予定 ③諸手当の改廃実績及び予定 （特殊勤務手当、職員互助会への補助等） ④今後の退職金支払額及び財源の見込み	①職員数の増減、職員の年齢構成の偏り、合併による一部事務組合の解散の影響 ②1人当たり人件費の増減 ④退職手当債の発行状況 退職手当組合への加入状況 退職手当基金の積立状況
【物件費・維持補修費】 ①民間委託、PFI、指定管理者制度等の活用 ②大規模修繕の予定	①人件費等にも影響を与える委託先決定のプロセスも確認 （入札状況等）
【扶助費】 ①扶助費支給対象者の今後の増減見込み （高齢者、要介護者、生活保護者等） ②主な単独事業、上乘せ事業の内容の確認	①制度変更の影響
【補助費等】 ①法適用公営企業（主に上水道、病院）に対する繰出の動向 ②一部事務組合に対する負担金の動向 ③外部に対する補助金等の動向	①企業ごとの損益状況、設備投資の動向、償還計画を把握 ②一部事務組合ごとの損益状況や設備投資の動向を把握 ③包括外部監査等の導入実績及び内容を把握

第4章 財務状況把握

<p>【繰出金】</p> <p>①法非適用公営企業（主に下水道）に対する繰出の動向</p> <p>②国民健康保険や介護保険に対する繰出の動向</p>	<p>①企業ごとの収支状況、設備投資の動向、企業債償還計画を把握</p> <p>②保険事業ごとの収支動向 収支改善策（保険料率の引上げや徴収事務強化策等）</p>
<p>【支払利息】</p> <p>①長期固定化している一時借入金の状況 （出納整理期間後の残高、ピーク時残高など） 公営企業会計等との資金のやり取りの状況</p>	<p>①一時借入金の返済財源を他会計の一時借入金や翌年度に属する一時借入金で賄っていないか</p>

上記の他、行政キャッシュフロー計算書上で著しく増減している科目等がある場合は、その理由をヒアリングする。

（特別収入・特別支出が著しく増減している場合、財産売却収入が多額である場合、遊休資産の売却予定がある場合、貸付金・貸付金回収額が多額である場合、等。）

参考 着眼点の整理法

ヒアリングに当たっては、財務指標等の表面上の数値だけを取り上げるのではなく、その数値の意味するところを理解して、当該団体にとって何が問題となっているのかを把握することが重要である。

例えば、債務償還可能年数が診断基準に該当している団体に対して、指標値を表面的に捉えて「債務償還可能年数が長期化しているのはなぜか」と質問しても、債務償還可能年数は行政キャッシュフロー計算書から算定された財務指標であり、団体は当該指標を分析していないことから、有意義な回答は返ってこないことが予想される。

よってこのような場合は、債務償還可能年数が長期化していることについて、実質債務が増加したのか（分子要因）、行政経常収支が減少したのか（分母要因）を事前に把握した上で団体に対して質問を行う必要がある。

具体的には、実質債務の増加が原因であれば、実質債務月収倍率の推移や投資支出の状況等を事前分析した上で、過剰な債務を抱えていないか、公営企業や第三セクター等の外郭団体の経営状況はどうか、積立金等の減少が著しくはないか、といった視点で問題点を整理して団体に対して質問するのが適切である。

他方、行政経常収支の減少が原因であれば、行政経常収支率の推移、行政経常収支率が悪化した要因や背景等を事前に分析した上で、資金繰り状況や行政経常収支の収支構造に問題はないか、今後はどうなるのか、という視点で問題点を整理して団体に対して質問するのが適切である。

このように債務償還可能年数が長期化した要因や問題点について、着眼点をあらかじめ整理した上でヒアリングを実施することが重要であり、同時に、債務償還可能年数の長期化が意味するところや、長期化した要因を団体に説明して、問題意識を共有することが望ましい。

行政キャッシュフロー計算書の作成要領

主に決算統計に基づき行政キャッシュフロー計算書を作成する（本作成要領において特に明示していない場合は平成 19 年度の市町村決算統計に基づく。）。決算統計により数値が取得できない場合には、健全化判断比率算定様式などの資料を利用する。

第 1 行政活動の部

1. 行政収入

行政経常収入は次の項目から構成される。

- ・ 地方税
- ・ 地方譲与税・交付金
- ・ 地方交付税
- ・ 国（県）支出金等
- ・ 分担金及び負担金・寄附金
- ・ 使用料・手数料
- ・ 事業等収入

行政特別収入は次の項目から構成される。

- ・ 諸収入（その他）
- ・ 調整益（財政調整基金・減債基金）
- ・ 公営企業（法非適）等からの繰入金
- ・ 公営企業（法適）等からの繰入金
- ・ 国（県）支出金（災害復旧事業費）
- ・ 国（県）支出金（失業対策事業費）
- ・ 誤差

（1）地方税

「05 表収入の状況」「1 地方税」のうち「決算額」を、『地方税』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 地方税 【^決05 表 ^算01 行 ^額1 列】

（2）地方譲与税・交付金

地方譲与税・交付金は以下の項目から構成される。

行政経常収入 地方譲与税・交付金

・ 地方譲与税	決 算 額	【05表 02行 1列】
・ 利子割交付金	決 算 額	【05表 03行 1列】
・ 配当割交付金	決 算 額	【05表 04行 1列】
・ 株式等譲渡所得割交付金	決 算 額	【05表 05行 1列】
・ 地方消費税交付金	決 算 額	【05表 06行 1列】
・ ゴルフ場利用税交付金	決 算 額	【05表 07行 1列】
・ 特別地方消費税交付金	決 算 額	【05表 08行 1列】
・ 軽油・自動車取得税交付金	決 算 額	【05表 09行 1列】
・ 地方特例交付金等	決 算 額	【05表 10行 1列】

「05表収入の状況」の各科目に係る「決算額」を行政経常収入に計上する。

(3) 地方交付税

「05表収入の状況」「11 地方交付税」のうち「決算額」を『地方交付税』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 地方交付税 決 算 額 【05表 11行 1列】

(4) 国（県）支出金等

国（県）支出金等は以下の項目から構成される。

- ・ 国庫支出金
- ・ 都道府県支出金
- ・ 交通安全対策特別交付金
- ・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国庫支出金及び都道府県支出金は「05表収入の状況」の「16 国庫支出金」及び「18 都道府県支出金」から「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」の「六 普通建設事業費」・「七 災害復旧事業費」・「八 失業対策事業費」・「十 積立金」・「十一 投資及び出資金」・「十二 貸付金」の特定財源となっている「国庫支出金」及び「都道府県支出金」を減算した額を『国（県）支出金等』として行政経常収入に計上する。

また交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金は「05表収入の状況」の「12 交通安全対策特別交付金」「17 国有提供施設等所在市町村助成交付金」に係る各々の「決算額」を『国（県）支出金等』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 国（県）支出金等

国庫支出金： $\frac{\text{歳入決算額}}{\text{【05表16行1列】}} - \frac{\text{投資支出の特定財源}}{\text{【13表12、33～35行2列】}} - \frac{\text{行政特別収入}}{\text{【同表21、29行2列】}}$

都道府県支出金： $\frac{\text{歳入決算額}}{\text{【05表18行1列】}} - \frac{\text{投資支出の特定財源}}{\text{【13表12、33～35行3列】}} - \frac{\text{行政特別収入}}{\text{【同表21、29行3列】}}$

交通安全対策特別交付金 ： $\frac{\text{決算額}}{\text{【05表12行1列】}}$

国有提供施設等所在市町村助成交付金 ： $\frac{\text{決算額}}{\text{【05表17行1列】}}$

（5）分担金及び負担金・寄附金

分担金及び負担金・寄附金は行政経常収入又は投資収入に区分される。

「05表収入の状況」の「13 分担金及び負担金」及び「20 寄附金」の「決算額」の合計から、「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」の「六 普通建設事業費」・「十 積立金」・「十一 投資及び出資金」・「十二 貸付金」の特定財源となっている「分担金・負担金・寄附金」を減算したものを『分担金及び負担金・寄附金』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 分担金及び負担金・寄附金

$\frac{\text{分担金及び負担金}}{\text{【05表13行1列】}} + \frac{\text{寄附金}}{\text{【同表20行1列】}} - \frac{\text{投資支出の特定財源}}{\text{【13表12、33～35行5列】}}$

（6）使用料・手数料

「05表収入の状況」のうち「14 使用料」及び「15 手数料」に係る「決算額」を『使用料・手数料』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 使用料・手数料

使用料： $\frac{\text{決算額}}{\text{【05表14行1列】}}$
 + 手数料： $\frac{\text{決算額}}{\text{【05表15行1列】}}$

（7）事業等収入

事業等収入は以下の項目から構成される。

- ・ 財産運用収入
- ・ 収益事業収入
- ・ 諸収入（その他）
- ・ 受取利息

財産運用収入は「04表歳入内訳」「20財産収入」のうち「(1)財産運用収入」の「決算額」を『事業等収入』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 事業等収入 『財産運用収入』 $\left[\begin{array}{c} \text{決} \\ \text{算} \\ \text{額} \end{array} \right]$ 【04表 02行 21列】

収益事業収入は「05表収入の状況」「23諸収入」内訳のうち「収益事業収入」を『事業等収入』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 事業等収入 『収益事業収入』 $\left[\begin{array}{c} \text{決} \\ \text{算} \\ \text{額} \end{array} \right]$ 【05表 24行 1列】

諸収入（その他）は「05表収入の状況」「23諸収入」内訳のうち「その他」に係る「決算額」について「臨時的なもの」を行政特別収入、「差引経常的なもの」を『事業等収入』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 事業等収入 『諸収入（その他）』

$\left[\begin{array}{c} \text{決} \\ \text{算} \\ \text{額} \end{array} \right]$ 【05表 26行 1列】 - $\left[\begin{array}{c} \text{臨} \\ \text{時} \\ \text{的} \\ \text{な} \\ \text{も} \\ \text{の} \end{array} \right]$ 【同行 2列、3列】

行政特別収入 事業等収入 『諸収入（その他）』

$\left[\begin{array}{c} \text{臨} \\ \text{時} \\ \text{的} \\ \text{な} \\ \text{も} \\ \text{の} \end{array} \right]$ 【05表 26行 2列、3列】

受取利息は、「05表収入の状況」「23諸収入」内訳のうち「各種貸付金元利収入」から「30表貸付金、投資及び出資金の状況」「1貸付金」の「回収元金」を減算した額を『事業等収入』として行政経常収入に計上する。

行政経常収入 事業等収入 『受取利息』 $\left[\begin{array}{c} \text{各} \\ \text{種} \\ \text{貸} \\ \text{付} \\ \text{金} \\ \text{元} \\ \text{利} \\ \text{収} \\ \text{入} \end{array} \right]$ 【05表 25行 1列】 - $\left[\begin{array}{c} \text{貸} \\ \text{付} \\ \text{金} \\ \text{回} \\ \text{収} \\ \text{元} \\ \text{金} \end{array} \right]$ 【30表 01行 9列】

(8) 調整益（損）（財政調整基金及び減債基金）

「29表基金の状況」「1財政調整基金」及び「2減債基金」の「調整額」を『調整益（財政調整基金及び減債基金）』として行政特別収入に計上する。ただし、負数の場合は『調整損（財政調整基金及び減債基金）』として行政特別支出に計上する。

行政特別収入 『調整益（財政調整基金及び減債基金）』又は 行政特別支出 『調整損（財政調整基金及び減債基金）』

財政調整基金 減債基金
【29表 05行 1列】 + 【同行 2列】

（9）公営企業（法非適）等からの繰入金

「27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」「合計（1～9）」及び「11 財産区」のうち「繰入金」「合計（1+2）」を『公営企業（法非適）等からの繰入金』として行政特別収入に計上する。

公営企業（法非適）等とは、27表1～9の公営事業会計及び11財産区をいう。基金は、決算統計上は公営企業（法非適）等に含まれるが、行政キャッシュフロー計算書上はこれを公営事業会計及び財産区と区分するために公営企業（法非適）等を含めていない。

行政特別収入 『公営企業(法非適)等からの繰入金』

繰入金総計(1～11) 基金からの繰入金
【27表 25行 11列】 - 【同表 23行 11列】

（10）公営企業（法適）等からの繰入金

「28表公営企業（法適）等に対する繰出し等の状況」「総計（1～4）」のうち「繰入金計」を、『公営企業（法適）等からの繰入金』として行政特別収入に計上する。

公営企業（法適）とは、28表1～4の公営事業会計をいう。

行政特別収入 『公営企業（法適）等からの繰入金』

借入金 的繰入 その他繰入
【28表 21行 18列】 + 【同行 19列】

（11）誤差

「27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」「10 基金」の「繰入金」「2 その他繰入」から「29表基金の状況」「積立基金」「合計(1～3)」の「平成 N 年度取崩し額」と「定額運用基金」「合計(1～2)」の「平成 N 年度取崩し額」を減算したものを『誤差』として行政特別収入に計上する。

行政特別収入 『誤 差』

その他繰入 積立基金取崩額合計 定額運用基金取崩額合計
【27表 23行 10列】 - 【29表 03行 4列】 - 【同行 7列】

参考 誤差を設定した背景

「10 基金」の「繰入金」「2 その他繰入」の金額は「29表基金の状況」「積立基金」「合計(1～3)」の「平成N年度取崩し額」に同表「定額運用基金」「合計(1～2)」の「平成N年度取崩し額」を加えたものに一致する事となっている。しかしながら、普通会計の外で管理されている基金から繰入が行われた場合などには一致していないケースがあることから調整を行うために設定したものである。

2. 行政支出

行政経常支出は次の項目から構成される。

- ・ 人件費
- ・ 物件費
- ・ 維持補修費
- ・ 扶助費
- ・ 補助費等
- ・ 繰出金（建設費以外）
- ・ 支払利息

行政特別支出は次の項目から構成される。

- ・ 災害復旧事業費
- ・ 失業対策事業費
- ・ 調整損（財政調整基金・減債基金）

(1) 人件費

「14性質別経費の状況」「1 人件費」のうち「決算額」を『人件費』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 人件費 【14表01行1列】

(2) 物件費

「14性質別経費の状況」「2 物件費」のうち「決算額」を『物件費』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 物件費 【14表03行1列】

(3) 維持補修費

「14 性質別経費の状況」 「3 維持補修費」のうち「決算額」を『維持補修費』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 維持補修費 決算額 【14表 04行 1列】

(4) 扶助費

「14 性質別経費の状況」 「4 扶助費」のうち「決算額」を『扶助費』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 扶助費 決算額 【14表 05行 1列】

(5) 補助費等

「14 性質別経費の状況」 「5 補助費等」のうち「決算額」を『補助費等』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 補助費等 決算額 【14表 06行 1列】

(6) 繰出金

「27表 公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」 「合計（1～9）」及び「11 財産区」のうち、「3 建設費繰出」に係るものは、『繰出金（建設費）』として投資支出に計上する。これ以外の資金別区分に係る繰出金は、『繰出金（建設費以外）』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 繰出金（建設費以外）

$\frac{\text{繰出金総計・合計}}{\text{【27表 25行 7列】}} - \frac{10 \text{ 基金へ繰出}}{\text{【同表 23行 7列】}} - \frac{\text{建設費繰出総計(1～11)}}{\text{【同表 25行 3列】}}$

投資支出 繰出金（建設費） 建設費繰出総計(1～11) 【27表 25行 3列】

(7) 支払利息

「33表 地方債現在高の状況」 「合計（1～28）」の「平成N年度元利償還額」のうち「利子」に、「14表 性質別経費の状況」の「6 公債費」の内訳「(2) 一時借入金利子」の「決算額」を加算したものを『支払利息』として行政経常支出に計上する。

行政経常支出 支払利息 元利償還額うち利子 - 一時借入金利子 【33表 57行 5列】 + 【14表 11行 1列】

(8) 災害復旧事業費、失業対策事業費、国（県）支出金（災害復旧事業費）及び国（県）支出金（失業対策事業費）

「14表性質別経費の状況」「11 投資的経費」のうち「(2)災害復旧事業費」「(3)失業対策事業費」はそれぞれ「決算額」を『災害復旧事業費』『失業対策事業費』として行政特別支出に計上する。

行政特別支出 『災害復旧事業費』 $\frac{\text{決 算 額}}{\text{【14表 21行 1列】}}$

行政特別支出 『失業対策事業費』 $\frac{\text{決 算 額}}{\text{【14表 22行 1列】}}$

「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「七 災害復旧事業費」及び「八 失業対策事業費」の特定財源となっている「国庫支出金」及び「都道府県支出金」を『国（県）支出金（災害復旧事業費）』『国（県）支出金（失業対策事業費）』として行政特別収入に計上する。

行政特別収入 『国（県）支出金（災害復旧事業費）』
 $\frac{\text{国 庫 支 出 金}}{\text{【13表 21行 2列】}} + \frac{\text{都 道 府 県 支 出 金}}{\text{【同行 3列】}}$

行政特別収入 『国（県）支出金（失業対策事業費）』
 $\frac{\text{国 庫 支 出 金}}{\text{【13表 29行 2列】}} + \frac{\text{都 道 府 県 支 出 金}}{\text{【同行 3列】}}$

第2 投資活動の部

投資収入は次の項目から構成される。

- ・ 国（県）支出金
- ・ 分担金及び負担金・寄附金
- ・ 財産売却収入
- ・ 貸付金回収
- ・ 基金取崩

投資支出は次の項目から構成される。

- ・ 普通建設事業費
- ・ 繰出金（建設費）
- ・ 投資及び出資金
- ・ 貸付金
- ・ 基金積立

1. 投資支出に充当される特定財源

(1) 国（県）支出金

「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「六 普通建設事業費」、「十 積立金」、「十一 投資及び出資金」及び「十二 貸付金」の特定財源となっている「国庫支出金」及び「都道府県支出金」を『国（県）支出金』として投資収入に計上する。

投資収入 国（県）支出金

国庫支出金：

$$\begin{array}{cccc} \text{普 通 建 設 事 業 費} & \text{積 立 金} & \text{投 資 及 び 出 資 金} & \text{貸 付 金} \\ \text{【13表12行2列】} & \text{【同表33行2列】} & \text{【同表34行2列】} & \text{【同表35行2列】} \end{array}$$

都道府県支出金：

$$\begin{array}{cccc} \text{普 通 建 設 事 業 費} & \text{積 立 金} & \text{投 資 及 び 出 資 金} & \text{貸 付 金} \\ \text{【13表12行3列】} & \text{【同表33行3列】} & \text{【同表34行3列】} & \text{【同表35行3列】} \end{array}$$

(2) 分担金及び負担金・寄附金

「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「六 普通建設事業費」、「十 積立金」、「十一 投資及び出資金」及び「十二 貸付金」の特定財源となっている「分担金・負担金・寄附金」を『分担金及び負担金・寄附金』として投資収入に計上する。

投資収入 分担金及び負担金・寄附金

$$\begin{array}{cccc} \text{普 通 建 設 事 業 費} & \text{積 立 金} & \text{投 資 及 び 出 資 金} & \text{貸 付 金} \\ \text{【13表12行5列】} & \text{【同表33行5列】} & \text{【同表34行5列】} & \text{【同表35行5列】} \end{array}$$

2. 財産売払収入、投資及び出資金、貸付金

(1) 財産売払収入

「04表歳入内訳」「20 財産収入」のうち「(2)財産売払収入」の「決算額」を『財産売払収入』として投資収入に計上する。

投資収入 財産売払収入 【^{決 算 額}04表02行22列】

(2) 投資及び出資金

「30表貸付金、投資及び出資金の状況」の「Ⅱ投資及び出資金」のうち「平成N年度歳出決算額」を『投資及び出資金』として投資支出に計上する。

投資支出 投資及び出資金 【^{歳 出 決 算 額}30表16行2列】

(3) 貸付金及び貸付回収金

「30表貸付金、投資及び出資金の状況」の「I 貸付金」のうち「平成N年度歳出決算額」を『貸付金』として投資支出に、「回収元金」を『貸付金回収』として投資収入に計上する。

投資支出	貸付金	歳出決算額 【30表01行2列】
投資収入	貸付金回収	回収元金 【30表01行9列】

3. 基金取崩、基金積立

基金取崩は次の項目から構成される。

- ・その他特定目的基金
- ・定額運用基金
- ・借入金の繰入

基金積立は次の項目から構成される。

- ・その他特定目的基金
- ・定額運用基金
- ・返済的繰出

その他特定目的基金は「29表基金の状況」「積立基金」「3 その他特定目的基金」の「平成N年度取崩し額」を『基金取崩』として投資収入に、「平成N年度歳出決算額」及び同「歳計剰余金処分によるもの」を『基金積立』として投資支出に計上する。

投資収入	基金取崩	『特定目的基金』	平成N年度取崩し額 【29表03行3列】
投資支出	基金積立	『特定目的基金』	平成N年度歳出決算額 【29表02行3列】
投資支出	基金積立	『特定目的基金（歳計積立）』	歳計剰余金処分によるもの 【29表04行3列】

定額運用基金は「29表基金の状況」「定額運用基金」「合計（1～2）」の「平成N年度取崩し額」を『基金取崩』に、「平成N年度歳出決算額」を『基金積立』に計上する。

投資収入	基金取崩	『定額運用基金』	定額運用基金取崩額 【29表03行7列】
投資支出	基金積立	『定額運用基金』	平成N年度歳出決算額 【29表02行7列】

基金からの借入金の繰入は「27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」「10 基金」「繰入金」「1 借入金の繰入」を『基金取崩』に計上する。また、これに対する返済的な繰出について、「10 基金」「繰出金」「合計（1～6）」から「29表基金の状況」「歳出決算額」の「定額

運用基金」「合計（1～2）」を減算した額を『基金積立』に計上する。

投資収入	基金取崩	『借入金的繰入』	基金からの借入金的繰入 【27表 23行 9列】
投資支出	基金積立	『返済的繰出』	$\frac{1}{0}$ 基金へ繰出 定額運用基金歳出決算額 【27表 23行 7列】 - 【29表 2行 7列】

4. 建設事業費

(1) 普通建設事業費

「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「六 普通建設事業費」の「歳出合計」を『普通建設事業費』として投資支出に計上する。

投資支出	普通建設事業費	歳出合計 【13表 12行 1列】
------	---------	----------------------

(2) 繰出金（建設費）

「27表公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」「総計（1～11）」のうち「3 建設費繰出」を『繰出金（建設費）』として投資支出に計上する。

投資支出	繰出金（建設費）	建設費繰出総計(1～11) 【27表 25行 3列】
------	----------	-------------------------------

第3 財務活動の部

財務収入は次の項目から構成される。

- ・ 地方債
- ・ 翌年度繰上充用金

財務支出は次の項目から構成される。

- ・ 元金償還額
- ・ 前年度繰上充用金

1. 地方債及び元金償還額

「05表収入の状況」「24 地方債」の「決算額」を『地方債』として財務収入に計上する。これは「33表地方債現在高の状況」「合計（1～27）」の「平成N年度発行額」と同じである。同表「合計（1～27）」の「平成N年度元利償還額」のうち「元金」は『元金償還額』として財務支出に計上する。

財務収入 地方債 $\frac{\text{決算額}}{\text{【05表 27行 1列】}} = \frac{\text{平成N年度発行額}}{\text{【33表 54行 2列】}}$

財務支出 元金償還額 $\frac{\text{元利償還額(元金)}}{\text{【33表 54行 4列】}}$

2. 翌年度繰上充用金及び前年度繰上充用金

(1) 翌年度繰上充用金

翌年度繰上充用金が計上されている場合（「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金（△）」が負数である場合）は、これを『翌年度繰上充用金』として財務収入に計上する。

財務収入 翌年度繰上充用金 $\frac{\text{歳出合計}}{\text{【13表 40行 1列】}}$

(2) 前年度繰上充用金

「14表性質別経費の状況」「10前年度繰上充用金」の「決算額」を『前年度繰上充用金』として財務支出に計上する。

財務支出 前年度繰上充用金 $\frac{\text{決算額}}{\text{【14表 16行 1列】}}$

第4 参考情報（残高情報）

1. 積立金等

積立金等は次の項目から構成される。

- ・現金預金
- ・その他特定目的基金

(1) 現金預金

現金預金の内訳には歳計現金、財政調整基金、減債基金の3つがある。

歳計現金は「13表歳出内訳及び財源内訳（その7）」「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金（△）」を記載する。ただし、当該数値が負数である場合は0となる。

財政調整基金は「29表基金の状況」「平成N年度末現在高」のうち、「1財政調整基金」を記載し、減債基金は同じく「2減債基金」を記載する。

現金預金	『歳計現金』	$\frac{\text{歳出合計}}{\text{【13表 40行 1列】}}$ （ただし、歳計現金 ≥ 0 ）
現金預金	『財政調整基金』	$\frac{\text{平成N年度末現在高}}{\text{【29表 06行 1列】}}$
現金預金	『減債基金』	$\frac{\text{平成N年度末現在高}}{\text{【29表 06行 2列】}}$

(2) その他特定目的基金

その他特定目的基金は「29表基金の状況」「平成N年度末現在高」のうち「3 その他特定目的基金」を記載する。同表「調整額」のうち「3 その他特定目的基金」をその他特定目的基金の調整額として内書する。

その他特定目的基金	平成N年度末現在高 【29表06行3列】	調整額	【同表05行3列】
-----------	-------------------------	-----	-----------

2. 地方債現在高

地方債現在高は「33表地方債現在高の状況」「合計(1~28)」の「差引現在高」を記載する。

地方債現在高	差引現在高 【33表57行9列】
--------	---------------------

3. 有利子負債相当額

(1) 翌年度繰上充用金

翌年度繰上充用金は、歳出が歳入を上回った場合、すなわち「13表歳出内訳及び財源内訳(その7)」「歳計剰余金又は翌年度歳入繰上充用金(△)」が負数の場合、その絶対値を記載する。

翌年度繰上充用金	歳出合計 【13表40行1列】
----------	--------------------

(2) 債務負担行為に基づく翌年度支出予定額

健全化判断比率等算定様式の総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「債務負担行為に基づく支出予定額」を記載する。

(3) 公営企業会計等の資金不足額

公営企業会計等の資金不足額は次の項目から構成される。

- ・ 公営企業会計の資金不足額
- ・ 公営企業会計以外の公営事業会計の資金不足額
- ・ 一部事務組合等の資金不足額

①公営企業会計の資金不足額

健全化判断比率等算定様式の2①表「公営企業会計に係る資金不足額等」における「法適用企業」及び「法非適用企業」の各特別会計において「(6)令3条1項の額・令4条の額(1)+(2)-(3)」の額が正数の場合にその合計額を記載する。

②公営企業会計以外の公営事業会計の資金不足額

健全化判断比率等算定様式の総括表②「連結実質赤字比率等の状況」における「一般会計等以

外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計」のうち「実質収支額」が負数の場合の絶対値を合計した額を記載する。

③一部事務組合等の資金不足額

健全化判断比率等算定様式の総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「組合等連結実質赤字額負担見込額」を記載する。

(4) 土地開発公社及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

健全化判断比率等算定様式の総括表④「将来負担比率の状況」における「将来負担額」のうち「設立法人の負債額等負担見込額」の額を記載する。

行政キャッシュフロー計算書の作成要領

決算統計・行政キャッシュフロー計算書 対応表

決算統計		行政活動の部	
科目名		科目名	科目内訳
歳入		1	
地方税		2	地方税
地方譲与税		3	地方譲与税・交付金
利子割交付金		4	地方譲与税・交付金
配当割交付金		5	地方譲与税・交付金
株式等譲渡所得割交付金		6	地方譲与税・交付金
地方消費税交付金		7	地方譲与税・交付金
ゴルフ場利用税交付金		8	地方譲与税・交付金
特別地方消費税交付金		9	地方譲与税・交付金
軽油・自動車取得税交付金		10	地方譲与税・交付金
地方特例交付金等		11	地方譲与税・交付金
地方交付税・特別区財政調整交付金		12	地方交付税
交通安全対策特別交付金		13	国（県）支出金等
分担金及び負担金	普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源	14	
金	その他	15	分担金及び負担金・寄附金
使用料		16	使用料・手数料
手数料		17	使用料・手数料
国庫支出金	普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源	18	
	災害復旧事業費の特定財源	19	行政特別収入
	失業対策事業費の特定財源	20	行政特別収入
	その他	21	国（県）支出金等
国有提供施設等所在市町村助成交付金		22	国（県）支出金等
都道府県支出金	普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源	23	
	災害復旧事業費の特定財源	24	行政特別収入
	失業対策事業費の特定財源	25	行政特別収入
	その他	26	国（県）支出金等
財産収入	財産運用収入	27	事業等収入
	財産売払収入	28	
寄附金	普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源	29	
	その他	30	分担金及び負担金・寄附金
繰入金	公営企業（法非適）等	31	
	基金	基金からの借入金の繰入	
	その他	繰入	
		積立基金	財政調整基金
			減債基金
			その他特定目的基金
			定額運用基金
	その他		
	公営企業（法適）等	36	行政特別収入
		37	行政特別収入
繰越金		38	
諸収入	収益事業収入	39	事業等収入
	各種貸付	40	回収元金
	金元利収	41	事業等収入
	その他	42	事業等収入
	経常的なもの	43	行政特別収入
	臨時的なもの	44	諸収入（その他）
地方債		45	
歳出		46	人件費
人件費		47	物件費
物件費		48	維持補修費
維持補修費		49	扶助費
扶助費		50	補助費等
補助費等		51	
普通建設事業費		52	行政特別支出
災害復旧事業費		53	行政特別支出
失業対策事業費		54	
公債費	元利償還額	55	支払利息
	元金	56	支払利息
	利子		
	一時借入金		
	利息		
積立金	財政調整基金	57	
	減債基金	58	
	その他特定目的基金	59	
投資及び出資金		60	
貸付金		61	
繰出金	基金	62	
	定額運用基金	63	
	その他	64	
	その他	65	繰出金（建設費以外）
前年度繰上充用金		66	
その他		67	
基金	取崩し額	68	行政特別収入
		69	行政特別収入
	歳計剰余金処分	70	
	調整額	71	行政特別収入・支出
		72	行政特別収入・支出
翌年度歳入繰上充用金		73	

	投資活動の部		財務活動の部	
	科目名	科目内訳	科目名	科目内訳
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	分担金及び負担金・寄附金			
15				
16				
17				
18	国（県）支出金			
19				
20				
21				
22				
23	国（県）支出金			
24				
25				
26				
27				
28	財産売却収入			
29	分担金及び負担金・寄附金			
30				
31	基金取崩	借入金の繰入		
32				
33				
34	基金取崩	その他特定目的基金		
35	基金取崩	定額運用基金		
36				
37				
38				
39				
40	貸付金回収			
41				
42				
43				
44			地方債	
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51	普通建設事業費			
52				
53				
54			元金償還額	
55				
56				
57				
58				
59	基金積立	その他特定目的基金		
60	投資及び出資金			
61	貸付金			
62	基金積立	定額運用基金		
63	基金積立	返済的繰出		
64	繰出金（建設費）			
65				
66			前年度繰上充用金	
67				
68				
69				
70	基金積立	その他特定目的基金（歳計現金）		
71				
72				
73			翌年度繰上充用金	